

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成21年 2月27日提出

【計算期間】 第3特定期間（自 平成20年6月3日 至 平成20年12月1日）

【ファンド名】 りそな・S G 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）

【発行者名】 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町5番1号

【事務連絡者氏名】 ディスクロージャー部 青木 章人

【連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町5番1号

【電話番号】 03-3660-5102

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。ファンドは4つのマザーファンドを主要投資対象とします。詳しくは後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 4つの投資戦略で中長期的に日本株式市場の動きを捉えます。

ファミリーファンド方式で運用を行います。

（運用戦略の異なるファンドを組み合わせることで、様々な投資環境に適應できる日本株投資を目指します。主として、4つの日本株マザーファンドへの投資を通じて実質的に日本株式に分散投資します。このほか、日本株式に直接投資することがあります。）

2. 投資対象とする各マザーファンドの名称およびその投資割合は、下記の基本投資比率を基本とします。

投資対象とするマザーファンドおよび基本投資比率（比率は原則として一定）

- 1 SG アクティブ・ジャパン・マザーファンド・・・30%
- 2 りそな・日本株マザーファンド・・・30%
- 3 SG バリュー・グロース・マザーファンド・・・30%
- 4 SG 日本小型株マザーファンド・・・10%

ただし、当初設定日直後、大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったとき等の場合には、上記の基本投資比率に基づく投資配分ができないことがあります。

基本投資比率は組み入れたマザーファンドの評価額の合計額に対する比率です。

3. 隔月決算を行い、日本株式の値上がり益を中心に年に6回の収益分配を目指します。

偶数月の1日（原則として2,4,6,8,10,12月の各1日。休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。決算時には、値上がり益を中心に原則として基準価額の10,100円程度を超える部分を分配する方針です。

分配金のイメージ



※当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、日本株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、基準価額が10,100円を割り込むことがあります。基準価額が10,100円を下回った場合は、分配を行いません。

※基準価額が10,100円程度を上回っていても、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

※上図は説明のためのイメージ図であり、基準価額が10,100円を超えることを示唆または保証するものではありません。

決算期



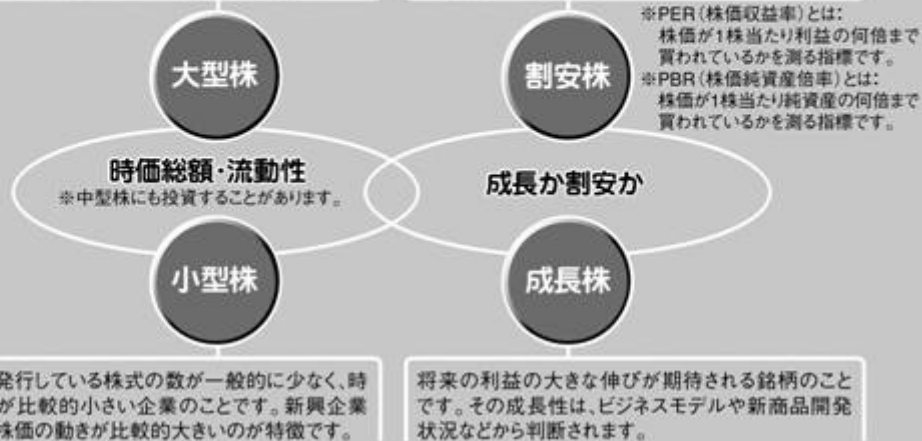
※上図は、決算期ごとの分配金の支払いをお約束するものではありません。基準価額が下落し、分配対象額が少額となった場合には、分配ができないこともあります。

異なる運用スタイルを組み合わせることで 様々な投資環境に適應できる日本株投資を目指します。

〈4つのマザーファンドが投資する主な株式〉

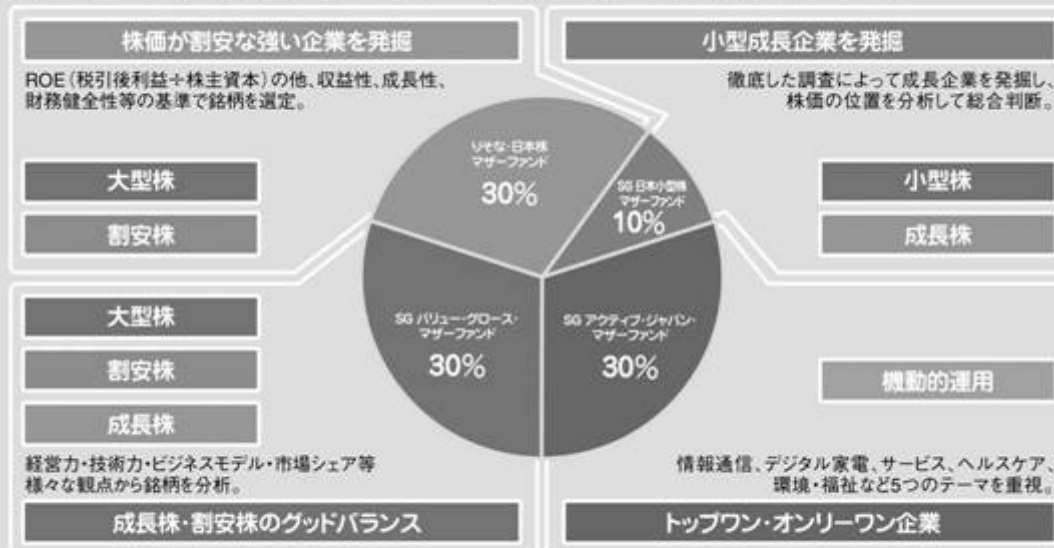
企業が発行している株式の数が多く、時価総額と流動性が高い企業のことです。優良企業が多く、小型株に比べて値動きが安定している傾向があります。

企業の持つ本来の価値から見て株価が低いと判断される銘柄のことです。PER[®]、PBR[®]などの投資尺度を使って分析することが一般的です。



4つの投資戦略のファンドを組み合わせます。

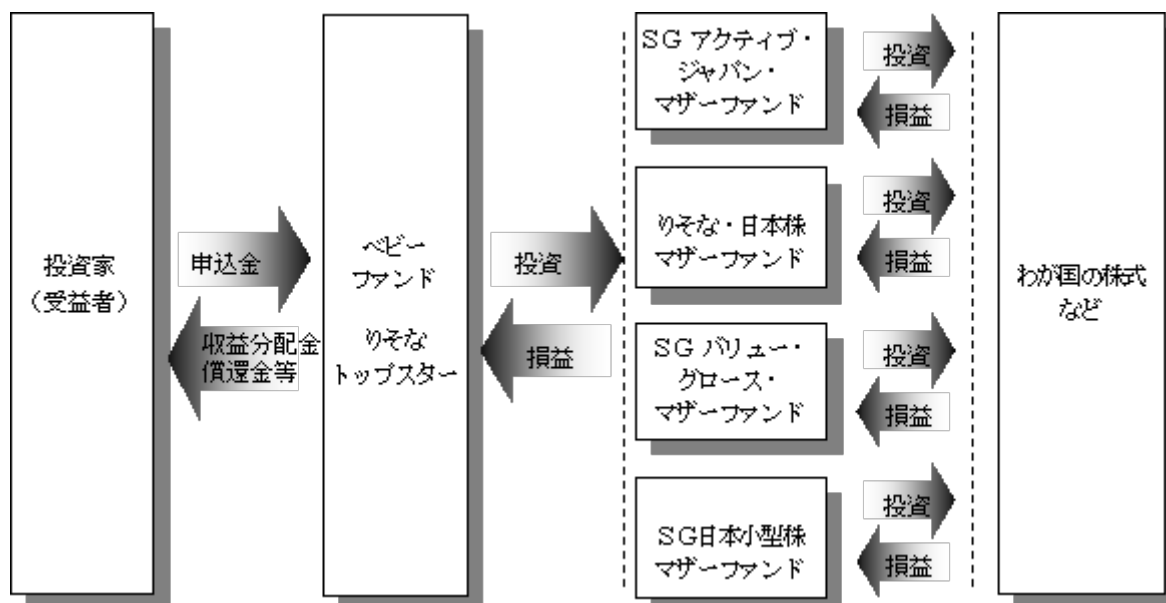
以下の基本投資比率に従って4つのマザーファンドに投資します。



※投資対象とする株式(大型株・成長株など)は主な投資先であり、その他の株式に投資する場合があります。円グラフは、マザーファンドへの投資配分を基本投資比率に沿ってイメージしたものです。基本投資比率は組み入れたマザーファンドの評価額の合計額に対する比率です。大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったとき等の場合には、上記の基本投資比率に基づく投資配分ができないことがあります。

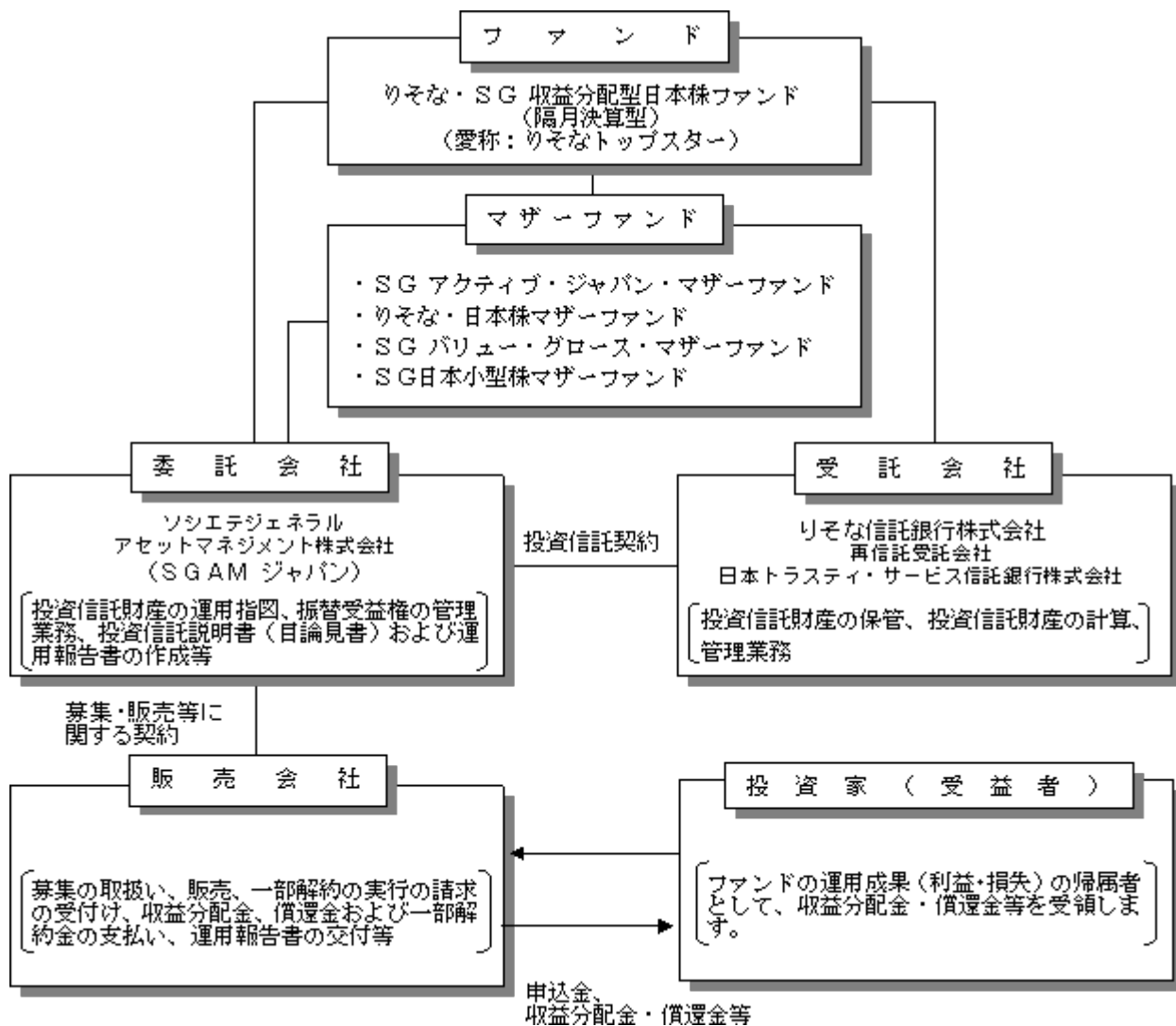
(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ・ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「SGAM」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称として以下のように表示することがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント **SGAM**
 （本社・フランス パリ）

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 **SGAM ジャパン**
 （本社・日本 東京）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

投資態度

(イ)主として「SG アクティブ・ジャパン・マザーファンド」、「りそな・日本株マザーファンド」、「SG バリュース・グロース・マザーファンド」および「SG 日本小型株マザーファンド」を投資対象とします。これらのマザーファンドへの分散投資を通じて、主として日本株式に実質的に分散投資を行うことにより、中長期的な投資信託財産の成長を目指します。このほか、日本株式に直接投資することがあります。各マザーファンドの運用の概要は以下の通りです。

- 1 「SG アクティブ・ジャパン・マザーファンド」
ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
- 2 「りそな・日本株マザーファンド」
強い競争力を有し、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 3 「SG バリュース・グロース・マザーファンド」
国内株式を主要投資対象とし、グロース投資を軸にバリュースの観点を加味して投資対象銘柄を選定し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目標にアクティブ運用を行います。

4 「SG 日本小型株マザーファンド」

日本小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチにより成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

(ロ) 株式への実質的な投資割合を高位とすることを基本とします。

(ハ) 原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)にかかる権利

(6) 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。)にかかる権利

(7) 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)にかかる権利

(8) 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利

(9) 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかる権利((1)から(8)まで、および(j)に掲げるものに該当するものを除く。)

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

(ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「SG アクティブ・ジャパン・マザーファンド」、「りそな・日本株マザーファンド」、「SG バリュエーション・グロース・マザーファンド」および「SG 日本小型株マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

(a) 株券または新株引受権証書

(b) 国債証券

(c) 地方債証券

(d) 特別の法律により法人が発行する債券

- (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。)
 - (j) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
 - (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)から(k)の証券または証書の性質を有するもの
 - (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (n) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号の2で定めるものをいいます。)
 - (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
 - (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (u) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

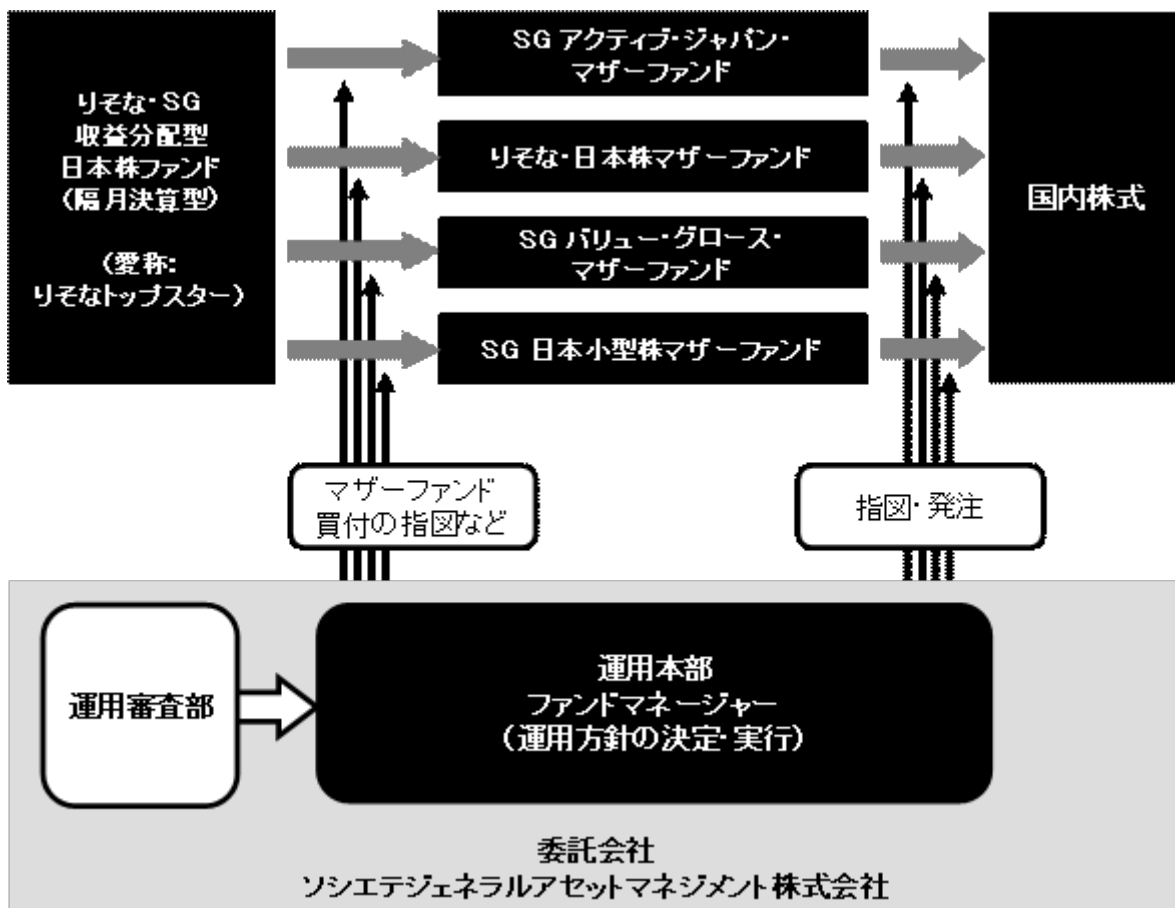
前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

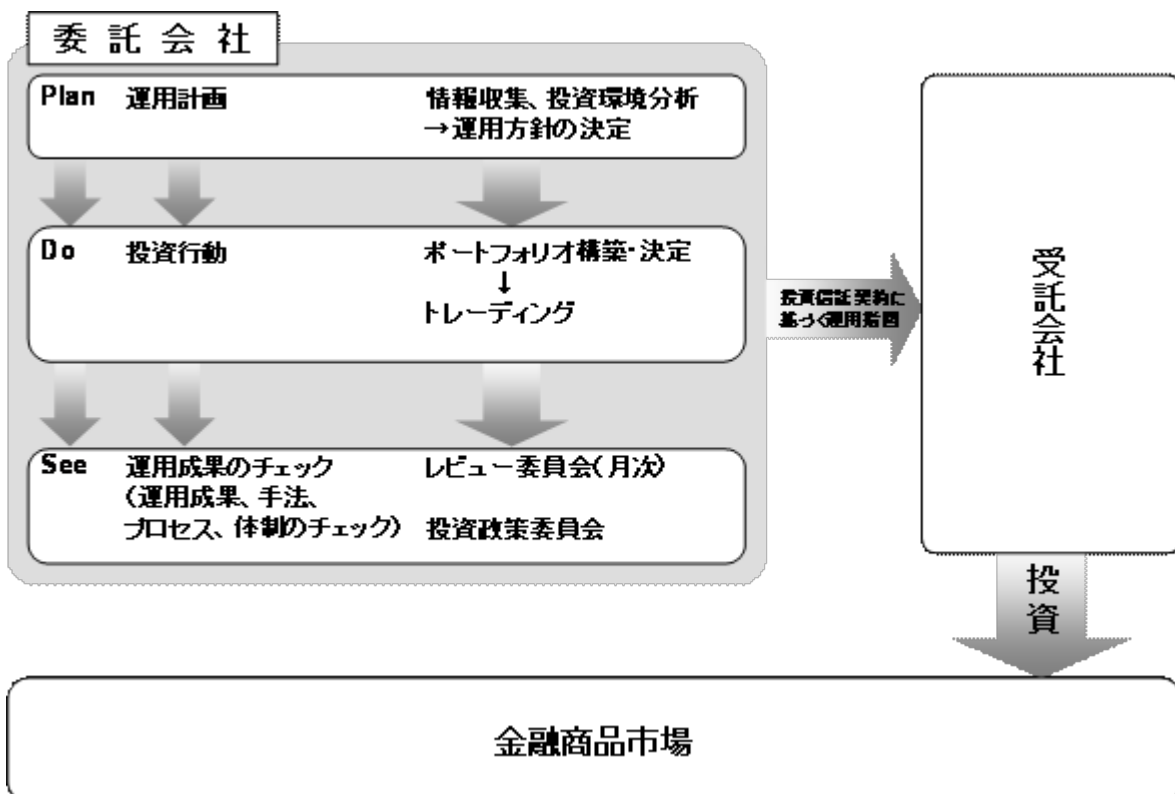
- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

- (b) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (c) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (d) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (e) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (f) 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (g) 投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。
- (i) 公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供を行うものとします。
- (j) 投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることができます。

(3) 【運用体制】



ファンドは、委託会社の運用本部により運用される体制となっています。各ファンドには、リスク管理の観点から投資ルールが定められており、そのルールに沿った運用がされているかどうか、運用審査部でモニターしています。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・運用本部各運用部、投資調査部、プロダクト別運用戦略会議(28名程度)

投資行動・・・運用本部所属ファンド・マネージャー(12名程度)

運用成果のチェック・・・レビュー委員会(7名以上)、投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・内部管理体制に関する規程
- ・サービス規程(ファンド・マネージャー用)
- ・クレジット委員会運用規定
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・各種業務マニュアル
- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(年6回、原則として2月、4月、6月、8月、10月、12月の各1日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

配当等収益¹(マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。および売買益²(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の合計額から経費³を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。

3 信託事務の処理等に要する諸費用(当該諸費用にかかる消費税に相当する金額を含みます。)、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等をいいます。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 収益分配にあてず、投資信託財産に留保した利益(留保益)の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ニ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 投資信託証券(マザーファンドを除く)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (チ) 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (リ) 投資信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ヌ) 投資信託財産に属さない公社債を売付ける場合、当該売付けの決済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。ただし、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ル) 公社債を借入れる場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続すること

を内容とした運用を行うことはできません。

<参考情報>

SG アクティブ・ジャパン・マザーファンドについて

1 運用の基本方針

わが国の株式に投資を行い、投資信託財産の成長をはかることを目標として、積極的な運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

銘柄選定は主に以下の観点で行い、トップワン企業・オンリーワン企業等、中長期的に魅力の高い銘柄に投資します。

- ・21世紀の産業界をリードする企業（トップワン企業）。
- ・新しいビジネスを創造する企業（オンリーワン企業）。
- ・企業訪問や産業調査など徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に厳選投資します。

株式の組入比率は基本的に高位を保ちます。

基本的に株価指数先物取引等を含む実質株式組入比率は90%～120%を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融市場において行うであって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。かかる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをい

い、金融先物取引を除きます。)にかかるとる権利(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除く。)

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。)
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
 17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (d) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (e) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (f) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (g) 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行うことがあります。
- (h) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (i) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。また、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (j) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

<参考情報>

りそな・日本株マザーファンドについて

1 運用の基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

(2) 投資態度

強い競争力を有し、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式のうち一定の企業基盤を有する銘柄群を対象として、収益性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象ユニバースを作成します。

企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に注目し、ボトムアップ・アプローチにより投資対象ユニバースの中から組入銘柄を厳選します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 金融先物取引のうち取引所金融先物取引等（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利

(6) スワップ取引にかかる権利

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに16の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに16の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

<参考情報>

SG バリュース・グロース・マザーファンド

1 運用の基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

国内株式を主要投資対象とし、グロース投資を主軸にバリュースの観点を加味して投資対象銘柄を選定し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目標にアクティブ運用を行います。

国内金融商品取引所上場銘柄を対象に、成長性・割安度・健全性などの定量的スクリーニングなどにより、投資候補銘柄群を絞ります。

株式の組入比率は、高位を基本とします。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下

同じ。)にかかるとる権利

- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかるとる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかるとる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかるとる権利
- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げるものをいいます。）にかかるとる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号八および二に掲げるものをいいます。）にかかるとる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかるとる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかるとる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかるとる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除く。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかるとる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

す。)

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに16の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに16の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

4 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- (a) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (c) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (d) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (e) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (f) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (h) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引

を行うことの指図をすること、およびわが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図できます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたって必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。
- (j) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。また、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (k) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

< 参考情報 >

SG 日本小型株マザーファンドについて

1 運用の基本方針

主として国内の小型株に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。

Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

- (3) 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)にかかる権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。)にかかる権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)にかかる権利
- (9) 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利
- (10) 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかる権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除く。)

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

運用の指図範囲

主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証券
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10 コマーシャル・ペーパー
- 11 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

- 16 オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- 1 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 3 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 4 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 6 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 9 スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 12 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて株式など実質的に値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。したがって、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

ファンドは分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。しかし、ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。主に、株式に関するリスクは から、外貨建資産に関するリスクは、マザーファンドを通じて運用するファミリーファンド方式による影響は となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したのではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢、企業業績、株式市場の需給等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

金利リスク

ファンドが公社債を保有する場合、一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響をおよぼす場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが受益者に有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

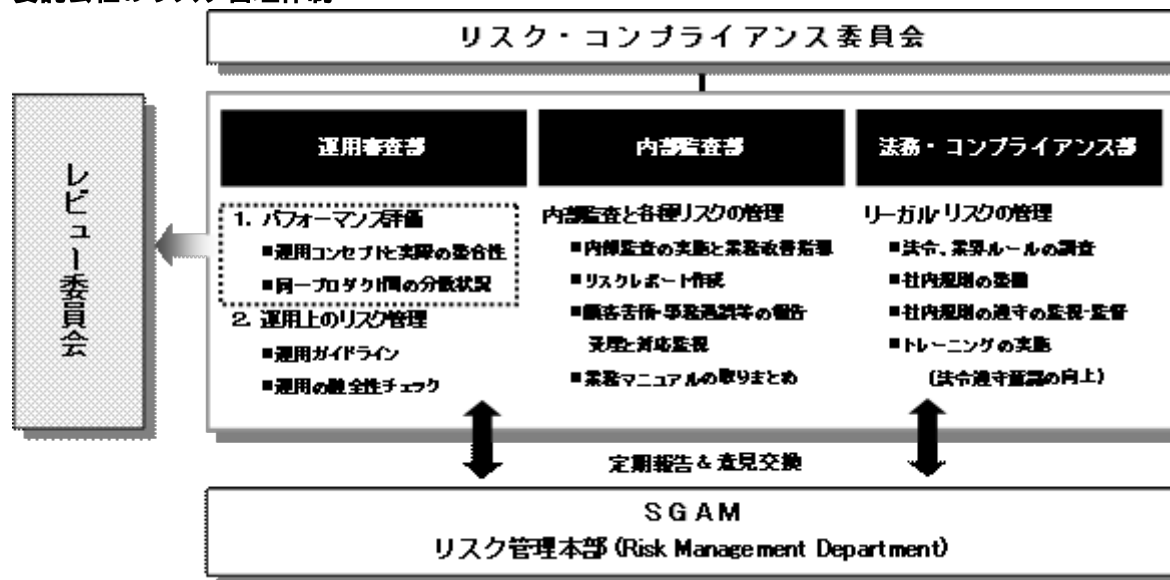
解約の中止

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受け付けが中止されることがあります。

(3) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



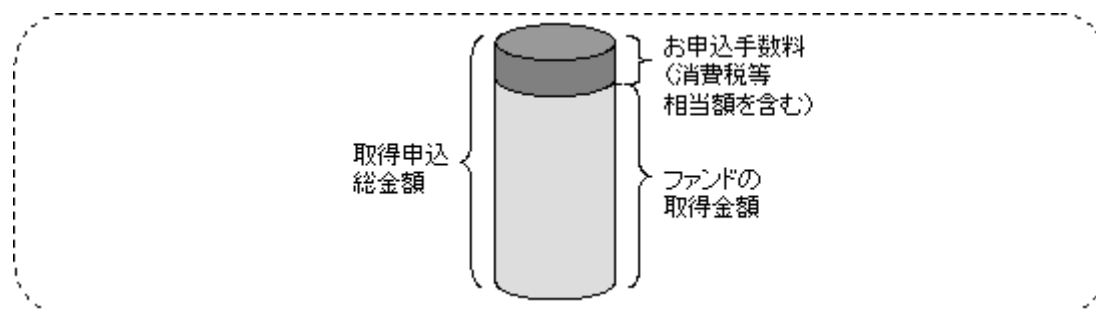
上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）が上限となっております。

< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社または委託会社（下記、お問い合わせ先）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgan.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料および信託財産留保額は、ありません。なお、ファンドが投資対象とする各マザーファンドにおいても信託財産留保額は、ありません。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.6065%（税抜き1.530%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の各関係法人への配分は以下の通りとします。

（単位：％）

ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	0.7875 (税抜き0.75)	0.7350 (税抜き0.70)	0.084 (税抜き0.08)
500億円以上、 1000億円未満の場合	0.6825 (税抜き0.65)	0.8400 (税抜き0.80)	0.084 (税抜き0.08)
1000億円以上の場合	0.6300 (税抜き0.60)	0.8925 (税抜き0.85)	0.084 (税抜き0.08)

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）、受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、当該計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に応じて計算した金額を、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産からその支弁を受けることができます。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資

信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5)【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

<平成21年1月1日から平成22年12月31日まで>

- 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成23年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までは1年間に受け取る上場株式等(上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。)の配当所得(1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。)の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)、100万円を超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)となります。

- 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)にかかる税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となり、確定申告が必要となります。

<平成23年1月1日以降>

金額にかかわらず20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

ファンドは、配当控除が適用されます。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税)、平成21年4月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)

ファンドは、益金不算入制度はが適用されます。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2)受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)振替受益権については振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

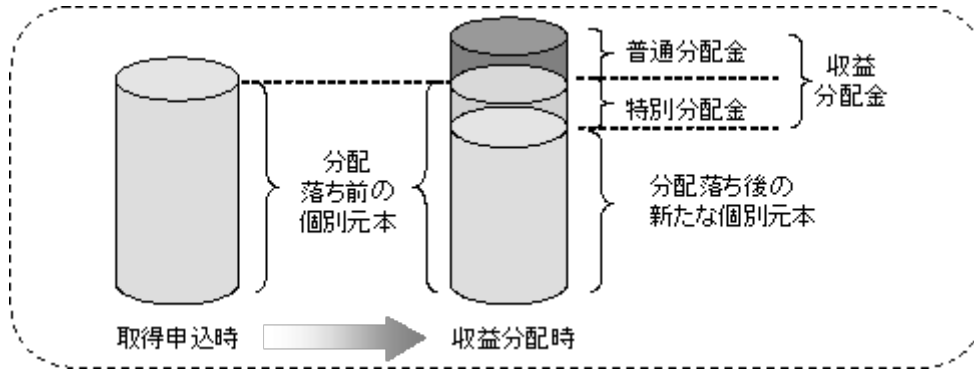
「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が

特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、前記「(5) 課税上の取扱い」のほか、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成20年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額（円）	投資比率（％）
S Gアクティブ・ジャパンマザーファンド	日本	715,235,763	31.96
S Gバリュー・グロス・マザーファンド		668,019,446	29.85
りそな・日本株マザーファンド		620,714,256	27.73
S G日本小型株マザーファンド		222,218,478	9.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		11,942,217	0.53
合計（純資産総額）		2,238,130,160	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(参考) りそな・日本株マザーファンド

資産別および地域別の投資状況

(平成20年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額（円）	投資比率（％）
株 式	日本	2,153,626,300	98.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		39,679,977	1.81
合計（純資産総額）		2,193,306,277	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(参考) S G アクティブ・ジャパン マザーファンド

資産別および地域別の投資状況

(平成20年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額（円）	投資比率（％）
株 式	日本	699,965,400	97.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		15,332,498	2.14
合計（純資産総額）		715,297,898	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(参考) S G 日本小型株 マザーファンド

資産別および地域別の投資状況

(平成20年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額（円）	投資比率（％）
株 式	日本	5,716,189,200	98.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		69,675,930	1.20
合計（純資産総額）		5,785,865,130	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(参考) S G バリュース・グロース・マザーファンド
資産別および地域別の投資状況

(平成20年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額(円)	投資比率(%)
株式	日本	653,473,500	97.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,553,596	2.18
合計(純資産総額)		668,027,096	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年12月末日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	S G アクティブ・ ジャパンマ ザーファンド	1,442,298,373	0.4798	692,014,760	0.4959	715,235,763	31.96
日本	親投資信託 受益証券	S G バリュース・グ ロース・マ ザーファンド	1,245,375,553	0.5123	638,005,895	0.5364	668,019,446	29.85
日本	親投資信託 受益証券	りそな・日本 株マザーファ ンド	677,561,682	0.9085	615,564,788	0.9161	620,714,256	27.73
日本	親投資信託 受益証券	S G 日本小型株マ ザーファンド	438,127,915	0.4985	218,406,765	0.5072	222,218,478	9.93

(注1) 全4銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

(注3) 単価は1口当たりを表示しています。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>りそな・日本株マザーファンド全体の投資資産
投資有価証券の主要銘柄

(平成20年12月末日現在)

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	株式	KDDI	情報・通信業	150	606,470.43	90,970,565	635,000.00	95,250,000	4.34
		武田薬品工業	医薬品	19,200	5,700.00	109,440,000	4,640.00	89,088,000	4.06
		アステラス製薬	医薬品	23,200	4,680.00	108,576,000	3,630.00	84,216,000	3.84
		横浜銀行	銀行業	137,000	521.02	71,379,740	521.00	71,377,000	3.25
		三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	180	675,000.00	121,500,000	376,000.00	67,680,000	3.09
		任天堂	その他製品	2,000	31,217.82	62,435,657	33,750.00	67,500,000	3.08
		大東建託	建設業	14,000	3,959.32	55,430,515	4,680.00	65,520,000	2.99
		ツムラ	医薬品	19,000	2,880.00	54,720,000	3,330.00	63,270,000	2.88
		リコー	電気機器	54,000	1,741.00	94,014,000	1,124.00	60,696,000	2.77
		信越化学工業	化学	14,000	5,725.34	80,154,818	4,070.00	56,980,000	2.60
		アサヒビール	食料品	36,000	1,778.10	64,011,888	1,539.00	55,404,000	2.53
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	100,000	817.00	81,700,000	549.00	54,900,000	2.50
		東海旅客鉄道	陸運業	70	1,040,078.44	72,805,491	777,000.00	54,390,000	2.48
		富士フイルムホールディングス	化学	27,000	2,878.75	77,726,451	1,950.00	52,650,000	2.40
		富士通	電気機器	118,000	613.61	72,406,702	429.00	50,622,000	2.31
		東日本旅客鉄道	陸運業	70	793,211.07	55,524,775	689,000.00	48,230,000	2.20
		イオンクレジットサービス	その他金融業	50,000	1,093.78	54,689,000	938.00	46,900,000	2.14
		日本電信電話	情報・通信業	100	434,266.74	43,426,674	468,000.00	46,800,000	2.13
		良品計画	小売業	11,000	5,680.01	62,480,206	4,240.00	46,640,000	2.13
		伊藤忠商事	卸売業	96,000	890.00	85,440,000	443.00	42,528,000	1.94
		電源開発	電気・ガス業	12,000	3,077.80	36,933,628	3,510.00	42,120,000	1.92
		住友信託銀行	銀行業	80,000	657.00	52,560,000	516.00	41,280,000	1.88
		三菱UFJリース	その他金融業	18,000	3,405.19	61,293,560	2,245.00	40,410,000	1.84
		協和エクシオ	建設業	40,000	955.60	38,224,036	961.00	38,440,000	1.75
		ダイハツ工業	輸送用機器	47,000	874.70	41,110,943	783.00	36,801,000	1.68
		オービック	情報・通信業	2,420	18,450.00	44,649,000	14,590.00	35,307,800	1.61
		日本写真印刷	その他製品	10,000	3,950.27	39,502,749	3,530.00	35,300,000	1.61
		商船三井	海運業	65,000	1,065.44	69,253,924	542.00	35,230,000	1.61
		エア・ウォーター	化学	44,000	1,315.00	57,860,000	789.00	34,716,000	1.58
		日立製作所	電気機器	100,000	429.74	42,974,532	345.00	34,500,000	1.57

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

業種別投資比率

種類	業種別	投資比率（％）
株式	医薬品	10.79
	銀行業	10.73
	電気機器	10.12
	情報・通信業	9.08
	輸送用機器	7.84
	化学	6.58
	小売業	5.93
	建設業	4.74
	その他製品	4.69
	陸運業	4.68
	その他金融業	3.98
	食料品	3.60
	機械	3.46
	卸売業	3.36
	電気・ガス業	1.92
	海運業	1.61
	石油・石炭製品	1.56
	鉄鋼	1.32
	非鉄金属	1.24
不動産業	0.96	
	合計	98.19

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考> S G アクティブ・ジャパン マザーファンド全体の投資資産
投資有価証券の主要銘柄

(平成20年12月末日現在)

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	株式	東京電力	電気・ガス業	8,500	2,675.62	22,742,778	3,000.00	25,500,000	3.56
		三井不動産	不動産業	17,000	1,461.32	24,842,549	1,461.00	24,837,000	3.47
		新神戸電機	電気機器	30,000	673.78	20,213,643	803.00	24,090,000	3.37
		SUMCO	金属製品	21,000	966.61	20,298,997	1,110.00	23,310,000	3.26
		ツムラ	医薬品	7,000	3,009.66	21,067,620	3,330.00	23,310,000	3.26
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	42,000	478.75	20,107,619	549.00	23,058,000	3.22
		ウェザーニューズ	情報・通信業	15,400	1,459.81	22,481,074	1,447.00	22,283,800	3.12
		アサヒビール	食料品	14,100	1,847.00	26,042,700	1,539.00	21,699,900	3.03
		東京海上ホールディングス	保険業	8,400	3,169.71	26,625,636	2,580.00	21,672,000	3.03
		東京瓦斯	電気・ガス業	47,000	443.89	20,862,909	455.00	21,385,000	2.99
		ローソン	小売業	4,100	5,168.46	21,190,686	5,190.00	21,279,000	2.97
		楽天	サービス業	370	55,082.49	20,380,522	57,000.00	21,090,000	2.95
		三菱商事	卸売業	17,000	1,143.41	19,438,097	1,238.00	21,046,000	2.94
		野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	28,000	1,044.81	29,254,790	729.00	20,412,000	2.85
		カルチュア・コンビニエンス・クラブ	サービス業	22,300	907.61	20,239,763	912.00	20,337,600	2.84
		ミクシィ	サービス業	37	637,445.48	23,585,483	547,000.00	20,239,000	2.83
		資生堂	化学	11,000	2,207.52	24,282,773	1,825.00	20,075,000	2.81
		クレハ	化学	45,000	603.43	27,154,589	445.00	20,025,000	2.80
		ヤクルト本社	食料品	10,400	1,783.09	18,544,187	1,909.00	19,853,600	2.78
		日立建機	機械	19,000	1,041.21	19,783,177	1,038.00	19,722,000	2.76
		日本電信電話	情報・通信業	41	421,371.18	17,276,218	468,000.00	19,188,000	2.68
		ニコン	精密機器	18,000	1,475.90	26,566,205	1,058.00	19,044,000	2.66
		大和ハウス工業	建設業	22,000	718.38	15,804,360	865.00	19,030,000	2.66
		ホクト	水産・農林業	7,100	2,341.54	16,624,990	2,550.00	18,105,000	2.53
		住友金属鉱山	非鉄金属	19,000	930.29	17,675,566	942.00	17,898,000	2.50
		ソフトバンク	情報・通信業	11,100	1,581.72	17,557,092	1,603.00	17,793,300	2.49
昭和電工	化学	140,000	117.56	16,458,815	127.00	17,780,000	2.49		
サイバーエージェント	サービス業	320	76,834.70	24,587,105	55,100.00	17,632,000	2.46		
オリックス	その他金融業	3,500	5,947.70	20,816,955	4,990.00	17,465,000	2.44		
任天堂	その他製品	500	54,408.20	27,204,100	33,750.00	16,875,000	2.36		

（注1）上位30銘柄

（注2）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

業種別投資比率

種類	業種別	投資比率(%)
株式	サービス業	13.13
	情報・通信業	11.95
	化学	8.09
	電気・ガス業	6.55
	食料品	5.81
	電気機器	5.68
	小売業	5.25
	銀行業	4.66
	不動産業	3.47
	医薬品	3.26
	金属製品	3.26
	保険業	3.03
	卸売業	2.94
	証券、商品先物取引業	2.85
	機械	2.76
	建設業	2.66
	精密機器	2.66
	水産・農林業	2.53
	非鉄金属	2.50
	その他金融業	2.44
その他製品	2.36	
	合計	

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

<参考> S G 日本小型株 マザーファンド全体の投資資産
投資有価証券の主要銘柄

(平成20年12月末日現在)

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	株式	あさひ	小売業	72,700	1,712.76	124,517,652	2,280.00	165,756,000	2.86
		カカクコム	サービス業	470	285,000.00	133,950,000	347,000.00	163,090,000	2.82
		ぐるなび	サービス業	647	216,203.40	139,883,599	238,100.00	154,050,700	2.66
		ティーガイア	情報・通信業	1,246	125,756.40	156,692,484	121,700.00	151,638,200	2.62
		メガチップス	電気機器	91,400	1,072.41	98,018,724	1,607.00	146,879,800	2.54
		アクセル	電気機器	465	346,836.42	161,278,935	308,000.00	143,220,000	2.48
		クリエイトエス・ディー	小売業	72,800	2,000.00	145,600,000	1,956.00	142,396,800	2.46
		ソネット・エムスリー	サービス業	455	393,000.00	178,815,000	305,000.00	138,775,000	2.40
		メッセージ	サービス業	1,345	109,135.63	146,787,422	103,000.00	138,535,000	2.39
		山九	陸運業	422,000	440.12	185,730,640	327.00	137,994,000	2.39
		中国塗料	化学	208,000	548.57	114,102,718	650.00	135,200,000	2.34
		エムティーアイ	情報・通信業	1,320	130,005.38	171,607,113	102,200.00	134,904,000	2.33
		ツルハホールディングス	小売業	38,600	3,022.69	116,675,834	3,440.00	132,784,000	2.29
		沢井製薬	医薬品	27,900	4,470.00	124,713,000	4,430.00	123,597,000	2.14
		イオンディライト	サービス業	47,400	2,200.00	104,280,000	2,605.00	123,477,000	2.13
		マクニカ	卸売業	101,000	1,370.00	138,370,000	1,222.00	123,422,000	2.13
		リンテック	その他製品	98,500	1,605.17	158,109,404	1,231.00	121,253,500	2.10
		イービーエス	サービス業	309	343,000.00	105,987,000	385,000.00	118,965,000	2.06
		カブドットコム証券	証券・商品先物取引業	1,094	89,471.53	97,881,853	107,800.00	117,933,200	2.04
		ザッパラス	情報・通信業	545	285,445.86	155,567,996	210,000.00	114,450,000	1.98
		ポイント	小売業	23,000	4,240.00	97,520,000	4,940.00	113,620,000	1.96
		日本光電工業	電気機器	50,000	1,988.88	99,444,225	2,105.00	105,250,000	1.82
		西松屋チェーン	小売業	128,000	950.64	121,683,169	821.00	105,088,000	1.82
		フューチャーアーキテクト	情報・通信業	2,980	52,600.00	156,748,000	35,000.00	104,300,000	1.80
		マクロミル	情報・通信業	915	97,600.00	89,304,000	108,300.00	99,094,500	1.71
		エービーシー・マート	小売業	30,000	3,010.00	90,300,000	3,290.00	98,700,000	1.71
		ケーズホールディングス	小売業	63,000	1,830.00	115,290,000	1,507.00	94,941,000	1.64
		ツムラ	医薬品	28,000	2,960.00	82,880,000	3,330.00	93,240,000	1.61
		京葉銀行	銀行業	191,000	474.01	90,536,553	458.00	87,478,000	1.51
		岩谷産業	卸売業	394,000	268.00	105,592,000	222.00	87,468,000	1.51

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

業種別投資比率

種類	業種別	投資比率（％）
株式	小売業	17.22
	情報・通信業	16.26
	サービス業	15.15
	電気機器	12.13
	卸売業	5.05
	輸送用機器	4.46
	その他製品	4.40
	医薬品	3.75
	化学	3.62
	証券、商品先物取引業	3.34
	陸運業	2.39
	銀行業	1.87
	機械	1.84
	精密機器	1.79
	不動産業	1.35
	食料品	1.18
	建設業	1.11
	鉄鋼	0.92
	ガラス・土石製品	0.67
	金属製品	0.30
	合計	98.80

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考> S G バリュース・グロース・マザーファンド全体の投資資産
投資有価証券の主要銘柄

(平成20年12月末日現在)

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	23,700	1,884.77	44,669,049	1,603.00	37,991,100	5.69
		セブン&アイ・ホールディングス	小売業	9,800	3,302.81	32,367,538	3,050.00	29,890,000	4.47
		東日本旅客鉄道	陸運業	43	824,420.74	35,450,091	689,000.00	29,627,000	4.43
		KDDI	情報・通信業	46	682,164.76	31,379,579	635,000.00	29,210,000	4.37
		塩野義製薬	医薬品	12,000	2,106.69	25,280,280	2,295.00	27,540,000	4.12
		みずほフィナンシャルグループ	銀行業	98	515,933.90	50,561,522	257,700.00	25,254,600	3.78
		三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	63	831,519.78	52,385,746	376,000.00	23,688,000	3.55
		信越化学工業	化学	5,800	6,119.37	35,492,370	4,070.00	23,606,000	3.53
		ヤマダ電機	小売業	3,360	8,249.70	27,718,995	6,180.00	20,764,800	3.11
		任天堂	その他製品	600	54,979.57	32,987,742	33,750.00	20,250,000	3.03
		三井不動産	不動産業	13,000	2,436.06	31,668,891	1,461.00	18,993,000	2.84
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	33,800	803.28	27,151,138	549.00	18,556,200	2.78
		ファーストリテイリング	小売業	1,400	9,069.70	12,697,580	12,980.00	18,172,000	2.72
		本田技研工業	輸送用機器	9,100	3,284.24	29,886,641	1,906.00	17,344,600	2.60
		キヤノン	電気機器	5,800	4,551.96	26,401,418	2,770.00	16,066,000	2.40
		日本たばこ産業	食料品	54	499,613.25	26,979,116	295,000.00	15,930,000	2.38
		トヨタ自動車	輸送用機器	5,400	4,726.21	25,521,534	2,905.00	15,687,000	2.35
		ジェイエフイーホールディングス	鉄鋼	5,900	2,449.93	14,454,593	2,335.00	13,776,500	2.06
		三井物産	卸売業	15,000	2,032.84	30,492,600	901.00	13,515,000	2.02
		昭和シェル石油	石油・石炭製品	15,100	838.29	12,658,226	876.00	13,227,600	1.98
		テルモ	精密機器	3,100	5,133.18	15,912,885	4,170.00	12,927,000	1.94
		新日本製鐵	鉄鋼	44,000	565.05	24,862,450	290.00	12,760,000	1.91
		ソニー	電気機器	6,600	3,947.19	26,051,511	1,922.00	12,685,200	1.90
		ファナック	電気機器	2,000	10,509.81	21,019,629	6,290.00	12,580,000	1.88
		東京海上ホールディングス	保険業	4,800	2,800.16	13,440,815	2,580.00	12,384,000	1.85
		東芝	電気機器	30,000	817.80	24,534,258	366.00	10,980,000	1.64
		第一三共	医薬品	5,100	2,909.58	14,838,865	2,100.00	10,710,000	1.60
		日本電産	電気機器	3,000	7,112.08	21,336,240	3,440.00	10,320,000	1.54
		タダノ	機械	21,000	1,057.00	22,197,140	470.00	9,870,000	1.48
		オリックス	その他金融業	1,690	18,160.72	30,691,620	4,990.00	8,433,100	1.26

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

業種別投資比率

種類	業種別	投資比率(%)
株式	小売業	13.32
	電気機器	13.05
	銀行業	10.10
	情報・通信業	10.06
	医薬品	7.76
	輸送用機器	4.94
	化学	4.44
	陸運業	4.43
	卸売業	4.24
	鉄鋼	3.97
	その他製品	3.03
	不動産業	2.84
	機械	2.46
	食料品	2.38
	石油・石炭製品	1.98
	精密機器	1.94
	保険業	1.85
	その他金融業	1.26
	海運業	1.14
	ゴム製品	1.13
建設業	0.98	
電気・ガス業	0.49	
	合計	97.82

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり純資産額 (円)
第1特定期間末 (平成19年12月3日)	4,599 (4,599)	8,636 (8,636)
第2特定期間末 (平成20年6月2日)	4,182 (4,182)	7,948 (7,948)
第3特定算期間末 (平成20年12月1日)	2,184 (2,184)	4,330 (4,330)
平成19年12月末	4,386	8,305
平成20年1月末	3,931	7,376
2月末	3,888	7,265
3月末	3,545	6,665
4月末	4,002	7,555
5月末	4,133	7,854
6月末	3,822	7,312
7月末	3,701	7,181
8月末	3,517	6,845
9月末	2,914	5,746
10月末	2,257	4,472
11月末	2,196	4,353
12月末	2,238	4,448

(注1) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金 (税引前)(円)
第1特定期間(平成19年7月6日～平成19年12月3日)	0
第2特定期間(平成19年12月4日～平成20年6月2日)	0
第3特定期間(平成20年6月3日～平成20年12月1日)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第1特定期間(平成19年7月6日～平成19年12月3日)	13.64
第2特定期間(平成19年12月4日～平成20年6月2日)	7.97
第3特定期間(平成20年6月3日～平成20年12月1日)	45.52

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、第1特定期間の場合は当該計算期間の期首の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年7月6日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取り口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgan.co.jp/>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」とがあります。各申込コースの詳細は販売会社へお問い合わせください。
「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに収益分配金を受け取る「定期引出」を取り扱う場合があります。
また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については前記(2)のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。
- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額 となり、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税を差し引いた金額となります。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができるものとします。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

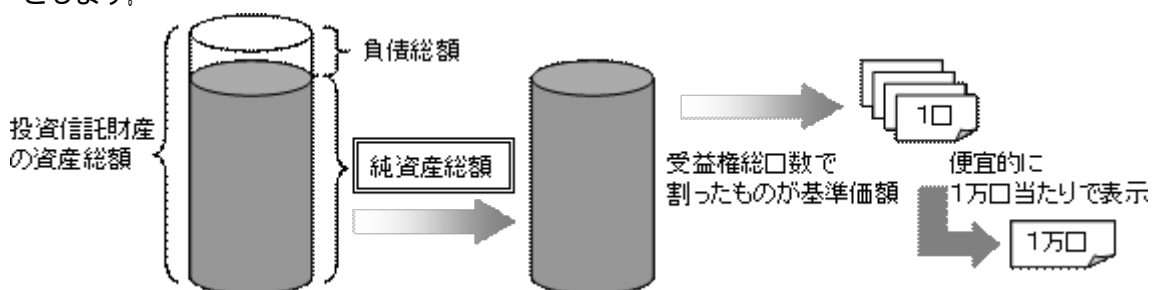
第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgan.co.jp/>

また基準価額は原則として、計算された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[S Gアセット]にて「トプスタ」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成19年7月6日から原則として無期限です。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年2月2日から4月1日まで、4月2日から6月1日まで、6月2日から8月1日まで、8月2日から10月1日まで、10月2日から12月1日まで、12月2日から翌年2月1日までとします。ただし、第1期計算期間は平成19年7月6日から平成19年8月1日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)までに販売会社でお支払いを開始します。

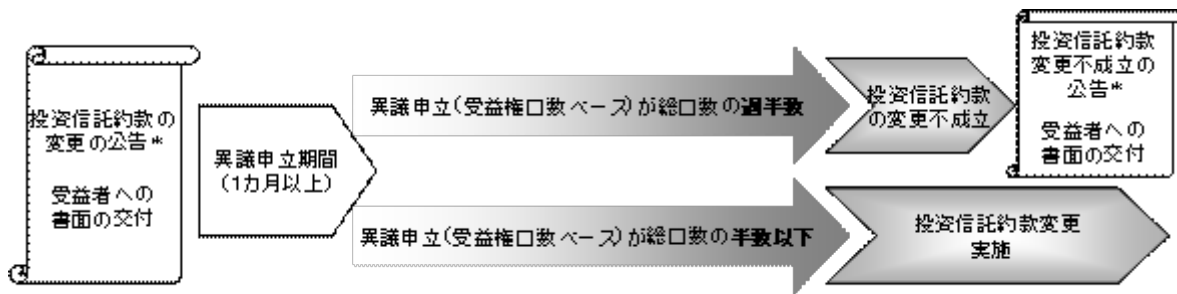
投資信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (八) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (二) (八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。委託会社は、この投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) (八)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更」の(イ)から(二)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年6月および12月の計算期間の終了後および償還時に、当該期間の運用経過、組入る有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

信託の終了（投資信託契約の解約）

- (イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A．投資信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B．やむを得ない事情が発生したとき
- C．投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

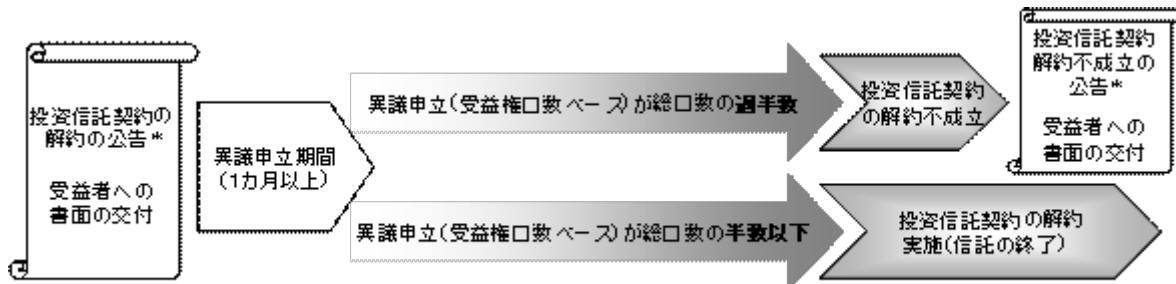
この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を

述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「投資信託約款の変更(二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年6月および12月の計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期(平成19年12月4日から平成20年6月2日まで)については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期(平成20年6月3日から平成20年12月1日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期(平成19年12月4日から平成20年6月2日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年6月3日から平成20年12月1日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成19年12月4日から平成20年6月2日まで)及び当期(平成20年6月3日から平成20年12月1日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【りそな・S G 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年6月2日現在)	当期 (平成20年12月1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,444,588	16,294,344
親投資信託受益証券	4,165,287,678	2,174,848,528
未収利息	350	89
流動資産合計	4,195,732,616	2,191,142,961
資産合計	4,195,732,616	2,191,142,961
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,548,467	-
未払受託者報酬	560,686	325,406
未払委託者報酬	10,162,472	5,897,952
その他未払費用	157,500	157,500
流動負債合計	13,429,125	6,380,858
負債合計	13,429,125	6,380,858
純資産の部		
元本等		
元本	5,261,996,852	5,045,543,676
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,079,693,361	2,860,781,573
（分配準備積立金）	31,252,037	42,903,467
元本等合計	4,182,303,491	2,184,762,103
純資産合計	4,182,303,491	2,184,762,103
負債純資産合計	4,195,732,616	2,191,142,961

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成19年12月4日 至 平成20年6月2日		自 平成20年6月3日 至 平成20年12月1日	
営業収益				
受取利息		44,297		34,401
有価証券売買等損益		336,317,912		1,827,339,150
営業収益合計		336,273,615		1,827,304,749
営業費用				
受託者報酬		1,654,930		1,328,494
委託者報酬		29,995,592		24,078,819
その他費用		472,500		472,500
営業費用合計		32,123,022		25,879,813
営業損失()		368,396,637		1,853,184,562
経常損失()		368,396,637		1,853,184,562
当期純損失()		368,396,637		1,853,184,562
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		7,218,271		19,336,016
期首剰余金又は期首欠損金()		726,651,647		1,079,693,361
剰余金増加額又は欠損金減少額		62,953,575		76,819,433
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		62,953,575		76,819,433
剰余金減少額又は欠損金増加額		54,816,923		24,059,099
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		54,816,923		24,059,099
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		1,079,693,361		2,860,781,573

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	前期	当期
項目	自平成19年12月4日 至平成20年6月2日	自平成20年6月3日 至平成20年12月1日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上して おります。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末 及び当期末が休日のため、平成19 年12月4日から平成20年6月2日ま でとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末 が休日のため、平成20年6月3日か ら平成20年12月1日までとなっ ております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年6月2日現在)	当期 (平成20年12月1日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,261,996,852口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,045,543,676口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 1,079,693,361円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額 元本の欠損 2,860,781,573円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7948円 (10,000口当たり純資産額 7,948円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4330円 (10,000口当たり純資産額 4,330円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自平成19年12月4日 至平成20年6月2日	当期 自平成20年6月3日 至平成20年12月1日
分配金の計算過程 (自平成19年12月4日 至平成20年2月1日) 該当事項はありません。	分配金の計算過程 (自平成20年6月3日 至平成20年8月1日) 該当事項はありません。
(自平成20年2月2日 至平成20年4月1日) 該当事項はありません。	(自平成20年8月2日 至平成20年10月1日) 該当事項はありません。
(自平成20年4月2日 至平成20年6月2日) 該当事項はありません。	(自平成20年10月2日 至平成20年12月1日) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自平成19年12月4日 至平成20年6月2日)

該当事項はありません。

当期（自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

前期（自 平成19年12月 4日 至 平成20年 6月 2日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

前期 自 平成19年12月 4日 至 平成20年 6月 2日		当期 自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日	
期首元本額	5,326,102,384円	期首元本額	5,261,996,852円
期中追加設定元本額	218,689,384円	期中追加設定元本額	57,221,735円
期中一部解約元本額	282,794,916円	期中一部解約元本額	273,674,911円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成19年12月 4日 至 平成20年 6月 2日		当期 自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	4,165,287,678	633,212,676	2,174,848,528	721,209,007
合 計	4,165,287,678	633,212,676	2,174,848,528	721,209,007

3. デリバティブ取引関係

前期（自 平成19年12月 4日 至 平成20年 6月 2日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年12月1日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・日本株マザーファンド	677,561,682	615,564,788	
	S G 日本小型株マザーファンド	438,127,915	218,406,765	
	S G バリュース・グロース・マザーファンド	1,245,375,553	638,005,895	
	S G アクティブ・ジャパン・マザーファンド	1,464,925,137	702,871,080	
小計	銘柄数：4		2,174,848,528	
	組入時価比率：99.5%		100%	
合計			2,174,848,528	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

参考

りそな・日本株マザーファンド
 S G 日本小型株マザーファンド
 S G バリュース・グロース・マザーファンド
 S G アクティブ・ジャパン・マザーファンド

当ファンドは「りそな・日本株マザーファンド」及び「S G 日本小型株マザーファンド」及び「S G バリュース・グロース・マザーファンド」及び「S G アクティブ・ジャパン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「りそな・日本株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成20年12月1日現在）	
		金 額	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			38,111,394
株式			2,132,810,300
未収配当金			13,989,050
未収利息			208
流動資産合計			2,184,910,952
資産合計			2,184,910,952
負債の部			
流動負債			
流動負債合計			-
負債合計			-
純資産の部			
元本等			
元本			
元本			2,405,094,767
剰余金			
欠損金			220,183,815
純資産合計			2,184,910,952
負債・純資産合計			2,184,910,952

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準		(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年12月1日現在)	
1. 期首	平成20年6月3日
期首元本額	2,515,835,048円
期首より平成20年12月1日までの期中追加設定元本額	1,646,543円
期首より平成20年12月1日までの期中一部解約元本額	112,386,824円
期末元本額	2,405,094,767円
期末元本額の内訳	
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド(隔月決算型)	677,561,682円
りそな・日本株オープン	1,727,533,085円
2. 元本の欠損の額	220,183,815円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9085円
(10,000口当たり純資産額)	9,085円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年12月1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	大東建託	8,000	4,090.00	32,720,000	
	協和エクシオ	40,000	986.00	39,440,000	
	アサヒビール	36,000	1,642.00	59,112,000	
	信越化学工業	14,000	3,680.00	51,520,000	
	エア・ウォーター	44,000	800.00	35,200,000	
	富士フイルムホールディングス	27,000	2,300.00	62,100,000	
	武田薬品工業	19,200	4,630.00	88,896,000	
	アステラス製薬	23,200	3,850.00	89,320,000	
	ツムラ	26,000	3,020.00	78,520,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	18,400	2,320.00	42,688,000	
	住友電気工業	58,000	708.00	41,064,000	
	住友重機械工業	85,000	361.00	30,685,000	
	椿本チエイン	86,000	236.00	20,296,000	
	SANKYO	5,000	5,080.00	25,400,000	
	コニカミノルタホールディングス	34,000	683.00	23,222,000	
	日立製作所	100,000	430.00	43,000,000	
	日本電産	5,000	4,540.00	22,700,000	
	富士通	118,000	405.00	47,790,000	
	パナソニック	24,000	1,149.00	27,576,000	
	スタンレー電気	47,300	1,094.00	51,746,200	
	リコー	54,000	1,000.00	54,000,000	
	アイシン精機	25,900	1,263.00	32,711,700	
	ダイハツ工業	47,000	687.00	32,289,000	
	本田技研工業	12,300	2,025.00	24,907,500	
	ヤマハ発動機	29,000	887.00	25,723,000	
	豊田合成	22,000	1,130.00	24,860,000	
	エフ・シー・シー	28,000	875.00	24,500,000	
	任天堂	2,000	30,100.00	60,200,000	
	電源開発	12,000	3,390.00	40,680,000	
	東日本旅客鉄道	70	724,000.00	50,680,000	
	東海旅客鉄道	70	804,000.00	56,280,000	
	商船三井	45,000	506.00	22,770,000	
	オービック	2,420	14,580.00	35,283,600	
	日本電信電話	100	424,000.00	42,400,000	
	KDDI	150	621,000.00	93,150,000	
	伊藤忠商事	96,000	475.00	45,600,000	
	豊田通商	49,100	883.00	43,355,300	
	DCM Japanホールディングス	40,000	689.00	27,560,000	
	良品計画	11,000	3,860.00	42,460,000	
	しまむら	2,600	7,230.00	18,798,000	

	ユニー	22,000	860.00	18,920,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	122,200	509.00	62,199,800	
	三井住友フィナンシャルグループ	180	347,000.00	62,460,000	
	横浜銀行	159,000	491.00	78,069,000	
	住友信託銀行	80,000	443.00	35,440,000	
	イオンクレジットサービス	60,000	1,135.00	68,100,000	
	三菱UFJリース	18,000	1,593.00	28,674,000	
	野村不動産ホールディングス	23,400	1,415.00	33,111,000	
	ユー・エス・エス	5,880	5,890.00	34,633,200	
小計	銘柄数：49			2,132,810,300	
	組入時価比率：97.6%			100%	
合計				2,132,810,300	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

2「SG 日本小型株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年12月1日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		123,805,570
株式		5,546,912,900
未収入金		26,589,957
未収配当金		32,012,900
未収利息		678
流動資産合計		5,729,322,005
資産合計		5,729,322,005
負債の部		
流動負債		
未払金		42,377,232
流動負債合計		42,377,232
負債合計		42,377,232
純資産の部		
元本等		
元本		11,407,790,406
剰余金		
欠損金		5,720,845,633
純資産合計		5,686,944,773
負債・純資産合計		5,729,322,005

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準		(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年12月1日現在)	
1. 期首	平成20年6月3日
期首元本額	11,613,513,702円
期首より平成20年12月1日までの期中追加設定元本額	81,249,798円
期首より平成20年12月1日までの期中一部解約元本額	286,973,094円
期末元本額	11,407,790,406円
期末元本額の内訳	
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）	438,127,915円
りそな・小型株ファンド	9,539,342,442円
S G 年金向け小型株ファンド（適格機関投資家専用）	1,399,544,084円
S G 日本小型株V A（適格機関投資家専用）	30,775,965円
2. 元本の欠損の額	5,720,845,633円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.4985円
(10,000口当たり純資産額)	4,985円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年12月1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	ダイセキ環境ソリューション	178	192,800.00	34,318,400	
	住友林業	47,000	590.00	27,730,000	
	ニチレイ	161,000	395.00	63,595,000	
	中国塗料	208,000	432.00	89,856,000	
	メック	107,000	374.00	40,018,000	
	日本高純度化学	115	199,500.00	22,942,500	
	J S P	33,000	523.00	17,259,000	
	ツムラ	28,000	3,020.00	84,560,000	
	沢井製薬	27,900	3,970.00	110,763,000	
	フジミインコーポレーテッド	36,800	1,128.00	41,510,400	
	大同特殊鋼	200,000	296.00	59,200,000	
	日本発條	54,000	337.00	18,198,000	
	東芝機械	227,000	296.00	67,192,000	
	オーエム製作所	147,000	327.00	48,069,000	
	第一精工	55,700	1,455.00	81,043,500	
	アクセル	505	368,000.00	185,840,000	
	ローランド ディー・ジー	18,000	1,145.00	20,610,000	
	日本光電工業	50,000	1,648.00	82,400,000	
	シスメックス	20,300	3,290.00	66,787,000	
	日本マイクロニクス	55,700	740.00	41,218,000	
	メガチップス	91,400	1,436.00	131,250,400	
	オブテックス	34,000	799.00	27,166,000	
	レーザーテック	82,000	475.00	38,950,000	
	大日本スクリーン製造	119,000	169.00	20,111,000	
	キヤノン電子	19,000	1,297.00	24,643,000	
	ユニプレス	112,500	877.00	98,662,500	
	名村造船所	234,000	230.00	53,820,000	
	武蔵精密工業	39,000	900.00	35,100,000	
	プレス工業	328,000	131.00	42,968,000	
	テイ・エス テック	94,500	567.00	53,581,500	
	朝日インテック	43,400	698.00	30,293,200	
	日本電産コバル	116,000	815.00	94,540,000	
	日本写真印刷	18,600	4,460.00	82,956,000	
	リンテック	98,500	1,123.00	110,615,500	
	山九	422,000	356.00	150,232,000	
	システムプロ	1,144	38,400.00	43,929,600	
	三井情報	4,550	16,620.00	75,621,000	
	マクロミル	915	105,700.00	96,715,500	
	日立システムアンドサービス	90,400	1,270.00	114,808,000	
	ティーガイア	1,246	96,400.00	120,114,400	

	ザッパラス	483	248,000.00	119,784,000	
	インターネットイニシアティブ	245	106,000.00	25,970,000	
	ニフティ	180	80,900.00	14,562,000	
	サイバネットシステム	1,402	35,100.00	49,210,200	
	ワークスアプリケーションズ	210	48,200.00	10,122,000	
	フューチャーアーキテクト	2,980	35,550.00	105,939,000	
	エムティーアイ	1,320	99,800.00	131,736,000	
	D T S	25,000	921.00	23,025,000	
	マクニカ	101,000	1,165.00	117,665,000	
	岩谷産業	394,000	195.00	76,830,000	
	住金物産	371,000	208.00	77,168,000	
	エービーシー・マート	38,700	3,230.00	125,001,000	
	ポイント	23,000	4,740.00	109,020,000	
	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	252	301,000.00	75,852,000	
	クリエイイトエス・ディー	72,800	1,831.00	133,296,800	
	MonotaRO	293	253,000.00	74,129,000	
	あさひ	75,300	1,733.00	130,494,900	
	ツルハホールディングス	45,000	2,875.00	129,375,000	
	西松屋チェーン	76,000	992.00	75,392,000	
	ケーズホールディングス	63,000	1,496.00	94,248,000	
	セブン銀行	60	330,000.00	19,800,000	
	京葉銀行	113,000	473.00	53,449,000	
	日本アジア投資	319,000	62.00	19,778,000	
	カブドットコム証券	1,180	129,500.00	152,810,000	
	岩井証券	75,500	701.00	52,925,500	
	ヒューリック	72,000	406.00	29,232,000	
	アーネストワン	126,000	89.00	11,214,000	
	ネクスト	562	37,800.00	21,243,600	
	カカクコム	470	328,000.00	154,160,000	
	メッセージ	1,465	84,500.00	123,792,500	
	ソネット・エムスリー	455	317,000.00	144,235,000	
	ぐるなび	725	246,000.00	178,350,000	
	イーピーエス	309	368,000.00	113,712,000	
	ケネディクス	530	20,600.00	10,918,000	
	イオンディライト	47,400	2,390.00	113,286,000	
小計	銘柄数：75			5,546,912,900	
	組入時価比率：97.5%			100%	
合計				5,546,912,900	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

3「SG バリュース・グロース・マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年12月1日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		28,273,353
株式		1,090,591,500
未収配当金		4,713,470
未収利息		154
流動資産合計		1,123,578,477
資産合計		1,123,578,477
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		2,193,102,404
剰余金		
欠損金		1,069,523,927
純資産合計		1,123,578,477
負債・純資産合計		1,123,578,477

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準		(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年12月1日現在)	
1. 期首	平成20年6月3日
期首元本額	2,316,703,528円
期首より平成20年12月1日までの期中追加設定元本額	206,375,190円
期首より平成20年12月1日までの期中一部解約元本額	329,976,314円
期末元本額	2,193,102,404円
期末元本額の内訳	
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）	1,245,375,553円
S G バリュース・グロース・ファンド（適格機関投資家専用）	947,726,851円
2. 元本の欠損の額	1,069,523,927円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.5123円
(10,000口当たり純資産額	5,123円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年12月1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本たばこ産業	96	339,000.00	32,544,000	
	信越化学工業	10,200	3,680.00	37,536,000	
	ユニ・チャーム	700	6,580.00	4,606,000	
	塩野義製薬	21,000	2,070.00	43,470,000	
	第一三共	16,700	1,908.00	31,863,600	
	ブリヂストン	10,200	1,598.00	16,299,600	
	新日本製鐵	77,000	289.00	22,253,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	10,700	2,320.00	24,824,000	
	小松製作所	22,300	1,123.00	25,042,900	
	タダノ	33,000	483.00	15,939,000	
	東芝	52,000	329.00	17,108,000	
	日本電産	5,400	4,540.00	24,516,000	
	アルバック	16,400	928.00	15,219,200	
	パナソニック	14,000	1,149.00	16,086,000	
	ソニー	11,600	1,836.00	21,297,600	
	日本マイクロニクス	10,800	740.00	7,992,000	
	ファナック	3,500	5,770.00	20,195,000	
	キヤノン	8,100	2,815.00	22,801,500	
	トヨタ自動車	15,200	2,945.00	44,764,000	
	本田技研工業	15,900	2,025.00	32,197,500	
	テルモ	5,500	4,290.00	23,595,000	
	任天堂	1,000	30,100.00	30,100,000	
	東京電力	1,900	2,875.00	5,462,500	
	東日本旅客鉄道	86	724,000.00	62,264,000	
	商船三井	25,000	506.00	12,650,000	
	KDDI	80	621,000.00	49,680,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	51	164,100.00	8,369,100	
	ソフトバンク	47,000	1,343.00	63,121,000	
	三井物産	33,000	852.00	28,116,000	
	三菱商事	11,500	1,193.00	13,719,500	
	セブン&アイ・ホールディングス	19,200	2,695.00	51,744,000	
	ヤマダ電機	5,910	4,960.00	29,313,600	
	ニトリ	2,750	6,750.00	18,562,500	
	ファーストリテイリング	3,000	10,890.00	32,670,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	59,300	509.00	30,183,700	
	三井住友フィナンシャルグループ	114	347,000.00	39,558,000	
	みずほフィナンシャルグループ	177	249,100.00	44,090,700	
	東京海上ホールディングス	9,400	2,325.00	21,855,000	
	オリックス	2,960	6,150.00	18,204,000	
	三井不動産	22,000	1,399.00	30,778,000	

小計	銘柄数：40			1,090,591,500	
	組入時価比率：97.1%			100%	
合計				1,090,591,500	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

4「SG アクティブ・ジャパン・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年12月1日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		15,500,543
株式		683,190,600
未収入金		124,604,189
未収配当金		2,900,950
未収利息		84
流動資産合計		826,196,366
資産合計		826,196,366
負債の部		
流動負債		
未払金		123,301,334
流動負債合計		123,301,334
負債合計		123,301,334
純資産の部		
元本等		
元本		1,464,925,137
剰余金		
欠損金		762,030,105
純資産合計		702,895,032
負債・純資産合計		826,196,366

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 平成20年 6月 3日 至 平成20年12月 1日
項 目	
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年12月1日現在)	
1. 期首	平成20年6月3日
期首元本額	1,543,642,692円
期首より平成20年12月1日までの期中追加設定元本額	3,403,290円
期首より平成20年12月1日までの期中一部解約元本額	82,120,845円
期末元本額	1,464,925,137円
期末元本額の内訳	
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）	1,464,925,137円
2. 元本の欠損の額	762,030,105円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.4798円
(10,000口当たり純資産額)	4,798円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年12月1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	ホクト	7,100	2,475.00	17,572,500	
	大和ハウス工業	22,000	777.00	17,094,000	
	アサヒビール	14,100	1,642.00	23,152,200	
	キューピー	15,500	1,099.00	17,034,500	
	昭和電工	140,000	136.00	19,040,000	
	クレハ	45,000	414.00	18,630,000	
	資生堂	11,000	1,719.00	18,909,000	
	ツムラ	7,000	3,020.00	21,140,000	
	SUMCO	21,000	921.00	19,341,000	
	日立建機	19,000	1,050.00	19,950,000	
	栗田工業	9,000	2,195.00	19,755,000	
	日本電産	4,800	4,540.00	21,792,000	
	ソニー	11,200	1,836.00	20,563,200	
	フォスター電機	25,000	780.00	19,500,000	
	トヨタ自動車	6,000	2,945.00	17,670,000	
	アイシン精機	15,000	1,263.00	18,945,000	
	本田技研工業	8,400	2,025.00	17,010,000	
	ニコン	18,000	1,027.00	18,486,000	
	任天堂	500	30,100.00	15,050,000	
	東京電力	8,500	2,875.00	24,437,500	
	ウェザーニューズ	15,400	1,181.00	18,187,400	
	日本電信電話	48	424,000.00	20,352,000	
	ソフトバンク	15,400	1,343.00	20,682,200	
	三菱商事	17,000	1,193.00	20,281,000	
	ローソン	4,100	4,900.00	20,090,000	
	みずほフィナンシャルグループ	91	249,100.00	22,668,100	
	野村ホールディングス	28,000	678.00	18,984,000	
	東京海上ホールディングス	8,400	2,325.00	19,530,000	
	オリックス	3,100	6,150.00	19,065,000	
	大阪証券取引所	28	417,000.00	11,676,000	
	三井不動産	17,000	1,399.00	23,783,000	
	ミクシィ	37	650,000.00	24,050,000	
	サイバーエージェント	320	60,900.00	19,488,000	
	楽天	370	52,200.00	19,314,000	
	ベネッセコーポレーション	4,800	4,160.00	19,968,000	
小計	銘柄数：35			683,190,600	
	組入時価比率：97.2%			100%	
合計				683,190,600	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

りそな・S G 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）

【純資産額計算書】

平成20年12月末日

	円
資産総額	2,242,828,932
負債総額	4,698,772
純資産総額（ - ）	2,238,130,160
発行済数量（口）	5,031,630,640
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.4448 (4,448)

<参考>りそな・日本株 マザーファンド 現況

純資産額計算書

平成20年12月末日

	円
資産総額	2,193,306,277
負債総額	-
純資産総額（ - ）	2,193,306,277
発行済数量（口）	2,394,071,839
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.9161 (9,161)

<参考>S G アクティブ・ジャパン マザーファンド 現況

純資産額計算書

平成20年12月末日

	円
資産総額	715,297,898
負債総額	-
純資産総額（ - ）	715,297,898
発行済数量（口）	1,442,298,373
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.4959 (4,959)

<参考>S G 日本小型株 マザーファンド 現況

純資産額計算書

平成20年12月末日

	円
資産総額	5,856,211,247
負債総額	70,346,117
純資産総額（ - ）	5,785,865,130
発行済数量（口）	11,407,790,406
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.5072 (5,072)

<参考>S G バリュース・グロース・マザーファンド 現況

純資産額計算書

平成20年12月末日

	円
資産総額	710,541,553
負債総額	42,514,457
純資産総額(-)	668,027,096
発行済数量(口)	1,245,375,553
1口当たり純資産額(/) (1万口当たりの純資産額)	0.5364 (5,364)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間 (平成19年7月6日～平成19年12月3日)	5,452,338,336	126,235,952
第2特定期間 (平成19年12月4日～平成20年6月2日)	218,689,384	282,794,916
第3特定期間 (平成20年6月3日～平成20年12月1日)	57,221,735	273,674,911

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期特定期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本の額

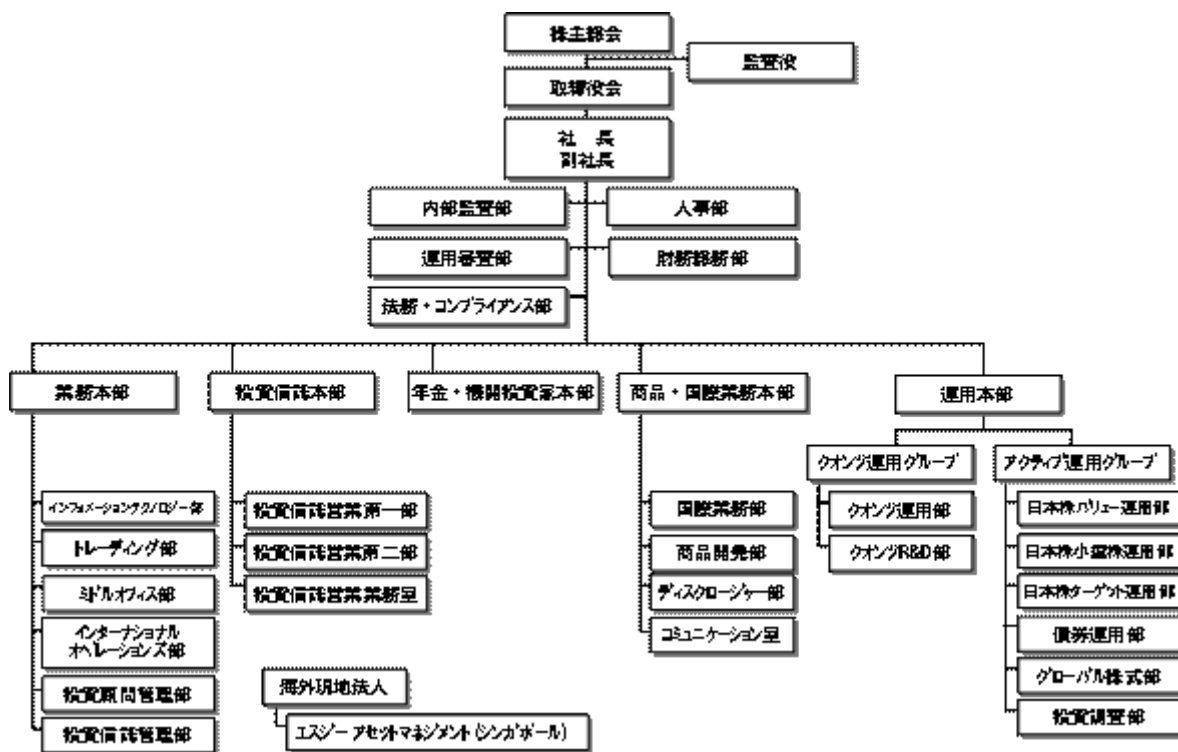
本書提出日現在

資本金の額 : 12億円
 発行株式総数 : 9,000,000株
 発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

委託会社の意思決定機構



当社の業務執行における最高機関である取締役会は10名以内の取締役で構成されています。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

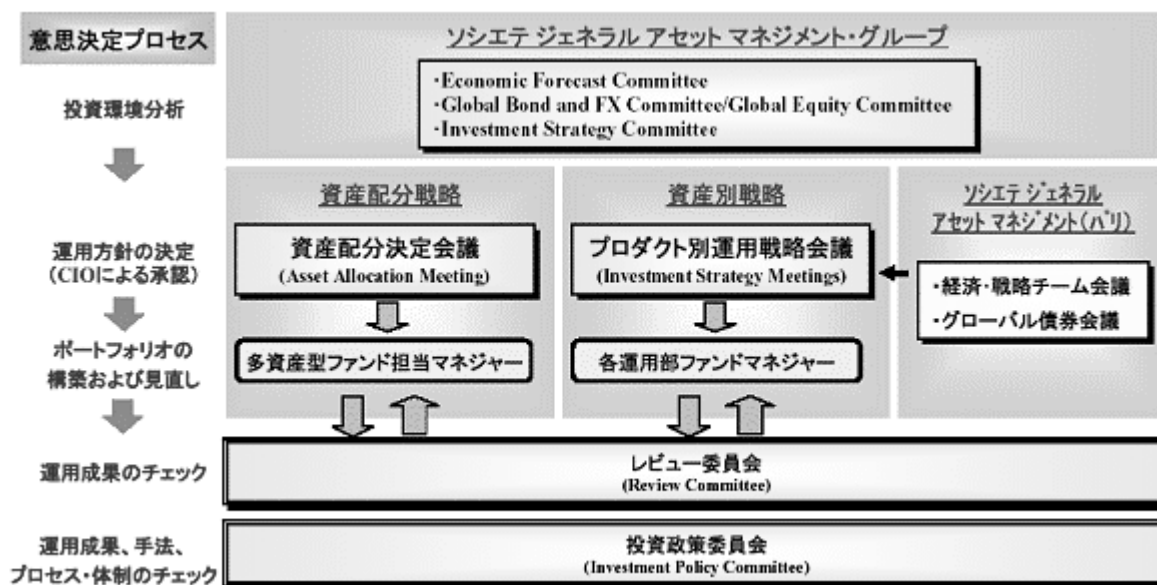
取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選任します。また、取締役中より会長、副会長および社長各1名、副社長3名以内、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会は年に4回以上開催するものとします。取締役会の招集通知は7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではありません。また取締役および監査役の前員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで開催される「Economic Forecast Committee」で決定したマクロ見通しをベースに「Global Bond and FX Committee」「Global Equity Committee」を経て「Investment Strategy Committee」でグループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、多資産型ファンド担当マネージャーは、各運用部のファンド・マネージャーにアロケーションの指示、また各運用部のファンド・マネージャーは、ポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に行います。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

営業の概況

委託会社の運用する投資信託（公募）は平成20年12月末日現在、35本であり、その純資産総額の合計は1,856億円です。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	5	5,162
単位型公社債投資信託	3	5,134
追加型株式投資信託 (うちファンド・オブ・ファンズ)	26 (5)	150,529 (4,167)
追加型公社債投資信託	1	24,775
合 計	35	185,600

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」「(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定に基づき、第26期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表については、財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)」「(以下「投信法施行規則」という)により作成されており、第27期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表については、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年8月6日内閣府令第52号)」に基づき作成されております。

なお、第26期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)については、改正前の財務諸表等規則及び投信法施行規則に基づき作成されており、第27期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年8月6日内閣府令第52号)」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」「(以下「中間財務諸表等規則」という)第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年8月6日内閣府令第52号)」により作成されております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

- (3) 当社は、第26期事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第27期事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第28期事業年度に係る中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別	第26期 (平成19年3月31日現在)			第27期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
科 目	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 現金		279			-	
2 預金		3,111,579			-	
3 現金・預金		-			3,202,614	
4 有価証券		901,754			-	
5 前払費用		31,233			52,515	
6 未収入金		6,435			16,762	
7 未収委託者報酬 *1		479,819			458,802	
8 未収投資顧問料 *1		883,459			-	
9 未収運用受託報酬 *1		-			724,358	
10 未収投資助言報酬 *1		-			114,984	
11 繰延税金資産		112,000			133,000	
12 立替金 *1		91,736			55,448	
13 その他 *1		-			5,415	
流動資産計		5,618,294	86.5		4,763,898	63.7
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物 *2	109,849			106,464		
(2)器具備品 *2	95,327			89,509		
有形固定資産計		205,176	3.2		195,973	2.6
2 無形固定資産						
(1)ソフトウェア	11,356			8,991		
(2)電話加入権	2,219			2,219		
(3)資産運用契約等	10,347			-		
無形固定資産計		23,923	0.4		11,210	0.1
3 投資その他の資産						
(1)投資有価証券	5,199			1,232,884		
(2)関係会社株式	168,117			168,117		
(3)関係会社長期貸付金 *1	200,000			850,000		
(4)長期差入保証金	256,346			242,313		
(5)預託金	1,000			-		
(6)ゴルフ会員権	21,890			17,890		
(7)繰延税金資産	9,000			3,000		
(8)貸倒引当金	12,133			10,040		
投資その他の資産計		649,419	10.0		2,504,163	33.5
固定資産計		878,518	13.5		2,711,347	36.3
資産合計		6,496,812	100.0		7,475,245	100.0

期 別	第26期 (平成19年3月31日現在)			第27期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
科 目	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 預り金 *1		120,971			218,812	
2 未払金						
(1)未払償還金	76,095			23,310		
(2)未払手数料 *1	285,415			286,778		
(3)その他未払金 *1	2,687	364,197		11,302	321,389	
3 未払費用 *1		359,377			397,015	
4 未払法人税等		247,791			380,285	
5 未払消費税等		24,576			22,291	
6 前受収益		104			110	
7 賞与引当金		144,902			111,000	

8 役員賞与引当金		11,000			17,700	
9 逸失利益補償損失引当金		-			50,000	
10 その他		8,181			7,756	
流動負債計		1,281,099	19.7		1,526,357	20.4
固定負債						
1 賞与引当金		-			6,718	
2 役員賞与引当金		-			6,970	
3 役員退職慰労引当金		51,910			21,760	
固定負債計		51,910	0.8		35,449	0.5
負債合計		1,333,009	20.5		1,561,806	20.9
(純資産の部)						
株主資本						
1. 資本金		1,200,000	18.5		1,200,000	16.1
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	16.6		1,076,268	14.4
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金	110,093			110,093		
(2) その他利益剰余金						
別途積立金	1,000,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	1,776,645			1,925,091		
利益剰余金計		2,886,738	44.4		3,635,184	48.6
株主資本計		5,163,006	79.5		5,911,452	79.1
評価・換算差額等						
1. その他有価証券評価差額金		797	0.0		1,987	0.0
評価・換算差額等計		797	0.0		1,987	0.0
純資産合計		5,163,803	79.5		5,913,439	79.1
負債・純資産合計		6,496,812	100.0		7,475,245	100.0

(2) 【損益計算書】

期 別	第26期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
	金 額	百分比		金 額	百分比	
科 目	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
1 委託者報酬	2,555,977			2,805,185		
2 投資顧問料	3,558,964			-		
3 運用受託報酬	-			2,892,999		
4 投資助言報酬	-	6,114,941	100.0	346,425	6,044,609	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,319,684			1,414,304		
2 広告宣伝費	70,241			121,768		
3 公告費	7,204			1,731		
4 受益証券発行費	4,230			180		
5 調査費						
(1) 調査費	396,187			426,925		
(2) 委託調査費	232,048			248,367		
6 営業雑経費						
(1) 通信費	11,658			13,100		
(2) 印刷費	128,964			209,732		
(3) 協会費	19,059	2,189,274	35.8	724	2,436,832	40.3
一般管理費						
1 給料						
(1) 役員報酬	*1 149,383			144,261		

(2)給料・手当	1,540,556			1,564,340		
(3)賞与	251,002			215,348		
(4)役員賞与	47,874			29,720		
2 交際費	14,253			10,355		
3 旅費交通費	112,513			122,882		
4 租税公課	35,169			33,103		
5 不動産賃借料	217,684			223,834		
6 賞与引当金繰入	144,902			119,000		
7 役員賞与引当金繰入	11,000			26,000		
8 退職給付費用	86,836			49,801		
9 固定資産減価償却費	37,846			31,769		
10 福利厚生費	242,771			253,778		
11 諸経費	215,975	3,107,763	50.8	168,475	2,992,666	49.5
営業利益		817,903	13.4		615,111	10.2
営業外収益						
1 受取配当金 *2	5			577,543		
2 有価証券利息	2,673			9,508		
3 受取利息	1,466			11,908		
4 有価証券売却益	238			-		
5 投資有価証券売却益	-			536		
6 投資信託監査報酬差益	11,888			24,608		
7 為替差益	8,794			-		
8 雑収入	1,229	26,293	0.4	1,863	625,966	10.4
営業外費用						
1 為替差損	-			28,478		
2 雑損失	123	123	0.0	287	28,766	0.5
経常利益		844,073	13.8		1,212,311	20.1
特別利益						
1 貸倒引当金戻入益	16,000			-		
2 業務補助補償 *3	-			61,996		
3 過年度計上未払費用訂正	-			12,321		
4 残余財産分配益	-			1,180		
5 投資有価証券売却益	54,478			-		
6 分配金償還金時効益	143,169	213,646	3.5	47,915	123,412	2.0
特別損失						
1 器具備品除却損	6,415			337		
2 逸失利益補償損失引当金繰入	-			50,000		
3 過年度受取報酬返還損	7,092			-		
4 投資有価証券評価損	2,000	15,507	0.3	-	50,337	0.8
税引前当期純利益		1,042,212	17.0		1,285,386	21.3
法人税、住民税及び事業税	402,909			538,091		
法人税、住民税及び事業税還付税額	-			12,036		
法人税、住民税及び事業税追徴税額	-			26,700		
法人税等調整額	64,977	467,886	7.7	15,816	536,940	8.9
当期純利益		574,326	9.4		748,446	12.4

(3)【株主資本等変動計算書】

第26期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000

	当期末残高		1,200,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		1,076,268
	当期末残高		1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高		1,076,268
	当期末残高		1,076,268
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		110,093
	当期末残高		110,093
その他利益剰余金			
別途積立金	前期末残高		400,000
	当期変動額	別途積立金の積立	600,000
	当期末残高		1,000,000
繰越利益剰余金	前期末残高		1,802,319
	当期変動額	別途積立金の積立 当期純利益	600,000 574,326
	当期末残高		1,776,645
利益剰余金合計	前期末残高		2,312,412
	当期変動額		574,326
	当期末残高		2,886,738
株主資本合計	前期末残高		4,588,680
	当期変動額		574,326
	当期末残高		5,163,006
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		13,436
	当期変動額（純額）		14,233
	当期末残高		797
純資産合計	前期末残高		4,575,244
	当期変動額		588,559
	当期末残高		5,163,803

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

株主資本			
資本金	前期末残高		1,200,000
	当期末残高		1,200,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		1,076,268
	当期末残高		1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高		1,076,268
	当期末残高		1,076,268
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		110,093
	当期末残高		110,093
その他利益剰余金			
別途積立金	前期末残高		1,000,000
	当期変動額	別途積立金の積立	600,000
	当期末残高		1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高		1,776,645
	当期変動額	別途積立金の積立 当期純利益	600,000 748,446
	当期末残高		1,925,091
利益剰余金合計	前期末残高		2,886,738
	当期変動額		748,446
	当期末残高		3,635,184
株主資本合計	前期末残高		5,163,006
	当期変動額		748,446
	当期末残高		5,911,452
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		797

	当期変動額(純額)	1,189
	当期末残高	1,987
純資産合計	前期末残高	5,163,803
	当期変動額	749,635
	当期末残高	5,913,439

重要な会計方針

	第26期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第27期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。 また、資産運用契約等については効果が及ぶと見込まれる期間(5年)で償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 なお、当期から支給対象期間を4月1日から3月31日までを1月1日から12月31日までに変更しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p>

	<p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職に伴う慰労金の支給に備えるため、当期末において社内の規定に基づく支給見込額を計上しております。</p> <p>—————</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同 左</p> <p>(5) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

第26期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は5,163,803千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

第26期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(貸借対照表)</p> <p>金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は798,011千円、「未収投資助言報酬」は、85,449千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示されていた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は3,313,764千円、「投資助言報酬」は、245,200千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第26期 (平成19年3月31日現在)	第27期 (平成20年3月31日現在)																								
<p>*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="191 1523 638 1612"> <tr> <td>未収投資顧問料</td> <td>92,891千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社長期貸付金</td> <td>200,000千円</td> </tr> </table>	未収投資顧問料	92,891千円	関係会社長期貸付金	200,000千円	<p>*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="813 1523 1260 1859"> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>39,094千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>31,655千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td>75,675千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td>10,312千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,440千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社長期貸付金</td> <td>850,000千円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td>898千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>20,346千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>5,172千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>50,311千円</td> </tr> </table>	未収委託者報酬	39,094千円	未収運用受託報酬	31,655千円	未収投資助言報酬	75,675千円	立替金	10,312千円	その他	4,440千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	20,346千円	その他未払金	5,172千円	未払費用	50,311千円
未収投資顧問料	92,891千円																								
関係会社長期貸付金	200,000千円																								
未収委託者報酬	39,094千円																								
未収運用受託報酬	31,655千円																								
未収投資助言報酬	75,675千円																								
立替金	10,312千円																								
その他	4,440千円																								
関係会社長期貸付金	850,000千円																								
預り金	898千円																								
未払手数料	20,346千円																								
その他未払金	5,172千円																								
未払費用	50,311千円																								
<p>*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="191 1948 638 2016"> <tr> <td>建物</td> <td>49,417千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>33,118千円</td> </tr> </table>	建物	49,417千円	器具備品	33,118千円	<p>*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="813 1948 1260 2016"> <tr> <td>建物</td> <td>57,897千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>37,490千円</td> </tr> </table>	建物	57,897千円	器具備品	37,490千円																
建物	49,417千円																								
器具備品	33,118千円																								
建物	57,897千円																								
器具備品	37,490千円																								

3. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。
---	--

[次へ](#)

（損益計算書関係）

第26期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
*1. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 取締役 月額 250,000千円以内 監査役 月額 20,000千円以内	—————
—————	*2. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりです。 受取配当金 577,514千円
—————	*3. 特別利益に含まれる業務補助補償 業務補助補償は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントが日本における業務の推進を図るために当社が提供した役務に対する対価のうち、前事業年度以前に発生したものについてソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントから支払われたものであります。なお、当事業年度に発生したものについては、発生した費用と相殺しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第26期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第27期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

（リース取引関係）

第26期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
(単位：千円)	(単位：千円)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	53,427	38,910	14,517
ソフトウェア	10,011	8,556	1,455
合計	63,438	47,466	15,972

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9,553
1年超	6,784
合計	16,337

(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	12,916
減価償却費相当額	12,287
支払利息相当額	438

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	29,911	20,854	9,057
ソフトウェア	1,565	1,252	313
合計	31,476	22,106	9,370

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内	5,784
1年超	3,763
合計	9,547

(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,247
減価償却費相当額	9,843
支払利息相当額	222

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

第26期

(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 子会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	399,505	399,780	275
	(3) その他	4,100	5,169	1,069
	小計	403,605	404,949	1,344
合計		403,605	404,949	1,344

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	98,878	54,478	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 MMF	501,974

非上場株式

30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	399,780	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	399,780	-	-	-

第27期

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 子会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,222,404	1,226,700	4,296
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,222,404	1,226,700	4,296
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,100	6,154	946
	小計	7,100	6,154	946
合計		1,229,504	1,232,854	3,350

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	503,978	536	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 子会社株式 子会社株式	168,117
(2) その他有価証券 非上場株式	30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	303,900	922,800	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	303,900	922,800	-	-

(デリバティブ取引関係)

第26期

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期

(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第26期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	303百万 ユーロ	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	兼任 1人	事業の統括 及び管理	運用再委託収入 *1	378,359	未収投資 顧問料	86,591
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 2人	持株会社	資金の貸付 *2	100,000	長期貸付金	200,000

(注)

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。なお、SGAM ノースパシフィック株式会社は、平成18年8月18日付にて、ソシエテ・ジェネラル投資顧問株式会社から商号を変更しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用再委託収入等については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナティ ブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	15,223	未払 手数料	20,390
							運用再委託	支払投資顧問料 *1	77,365	未払投資 顧問料	97,062
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用再委託収入 *1	528,713	未収投資 顧問料	38,747
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	4,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用再委託収入 *1	232,125	未収投資 顧問料	33,433

(注)

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル(ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社)の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用再委託収入、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基づいて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第27期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	307百万 ユーロ	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	兼任 1人	事業の統括 及び管理	運用受託報酬 *1	129,707	未収運用 受託報酬	31,610
								投資助言報酬 *1	173,760	未収投資 助言報酬	73,403
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 2人	持株会社	貸付金の返済	200,000	-	-
								資金の貸付 *2	850,000	長期貸付金	850,000
								利息の受取 *2	11,579	未収利息	3,788

(注)

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナティ ブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,913	未払手数料	32,210
								運用再委託	支払投資顧問料 *1	49,245	未払投資 顧問料	146,307
								業務補助	経費の立替 *2	209,592	立替金	34,131
									業務補助補償 *3	61,996	-	-
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万ユーロ	銀行業	なし	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	438,229	未収運用 受託報酬	15,685
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセ ット マネジメント ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	146,494	未収運用 受託報酬	11,094

(注)

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル(ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社)の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該兄弟会社のためにやっている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
 - *3 業務補助補償は、契約に基づいて当社が提供した役務対価であり、前事業年度以前に発生したものについて同社から支払を受けたものであります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期	第27期
	(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	75,874	70,287
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,937	4,085
未払事業税等否認額	23,722	43,371
ゴルフ会員権評価損否認額	35,458	21,773
役員退職慰労引当金繰入否認額	21,122	8,854
逸失利益補償損失引当金繰入否認額	-	20,345
過年度債権償却否認額	-	3,036
投資有価証券評価損	814	-
繰延税金資産小計	179,135	188,959
評価性引当額	57,588	51,596
繰延税金資産合計	121,547	137,363
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	547	1,363
繰延税金資産の純額	121,000	136,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第26期	第27期
	(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	
(調整)		
評価性引当額	0.46%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割	0.22%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.18%	
過年度費用のうちの当事業年度認容	-	
その他	0.33%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.89%	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

(単位：千円)

	第26期 (平成19年3月31日現在)	第27期 (平成20年3月31日現在)
退職給付費用*1	40,152	567
その他 *2	46,684	49,234
合計	86,836	49,801

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

(1株当たり情報)

第26期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第27期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)													
1株当たり純資産額	2,151.58円	1株当たり純資産額	2,463.93円												
1株当たり当期純利益金額	239.30円	1株当たり当期純利益金額	311.85円												
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当期純利益</td> <td>574,326千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>574,326千円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>2,400千株</td> </tr> </table>		当期純利益	574,326千円	普通株式に係る当期純利益	574,326千円	期中平均株式数	2,400千株	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当期純利益</td> <td>748,446千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>748,446千円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>2,400千株</td> </tr> </table>		当期純利益	748,446千円	普通株式に係る当期純利益	748,446千円	期中平均株式数	2,400千株
当期純利益	574,326千円														
普通株式に係る当期純利益	574,326千円														
期中平均株式数	2,400千株														
当期純利益	748,446千円														
普通株式に係る当期純利益	748,446千円														
期中平均株式数	2,400千株														

(重要な後発事象)

第26期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>平成19年6月11日開催の取締役会において、平成19年6月29日付で当社の親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社と金銭消費貸借契約を締結し、同日貸付を実行する旨の決議が行われました。当該貸付は親会社における資金状況を鑑み実行したものであり、契約の主な内容は以下の通りであります。</p> <p>新規貸付分</p> <p>貸付金額 650,000千円 弁済期日 平成22年7月2日 利率 3年LIBOR+スプレッド</p>

第27期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

科目	期別	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
1 現金・預金		2,705,764	
2 有価証券		301,800	
3 未収委託者報酬		874,400	
4 未収運用受託報酬		1,019,972	
5 未収投資助言報酬		95,079	
6 その他		315,373	
流動資産計		5,312,387	68.6
固定資産			
1 有形固定資産	*1	222,652	2.9
2 無形固定資産		12,798	0.2
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		919,190	
(2) 関係会社株式		168,117	
(3) 関係会社長期貸付金		850,000	
(4) 長期差入保証金		236,877	
(5) その他		38,890	
(6) 貸倒引当金		11,340	
投資その他の資産計		2,201,734	28.4
固定資産計		2,437,184	31.4
資産合計		7,749,571	100.0
(負債の部)			
流動負債			
1 リース債務		14,404	
2 未払償還金		15,461	
3 未払手数料		500,949	
4 未払費用		319,050	
5 前受収益		1,552	
6 未払法人税等		212,874	
7 賞与引当金		299,507	
8 役員賞与引当金		48,529	
9 その他		119,349	
流動負債計		1,531,674	19.8
固定負債			

1	リース債務	15,211	
2	賞与引当金	6,718	
3	役員賞与引当金	6,970	
	固定負債計	28,900	0.4
	負債合計	1,560,575	20.1
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金	1,200,000	15.5
2	資本剰余金		
	資本準備金	1,076,268	
	資本剰余金計	1,076,268	13.9
3	利益剰余金		
(1)	利益準備金	110,093	
(2)	その他利益剰余金		
	別途積立金	1,600,000	
	繰越利益剰余金	2,207,051	
	利益剰余金計	3,917,143	50.5
	株主資本計	6,193,412	79.9
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	4,415	
	評価・換算差額等計	4,415	0.1
	純資産合計	6,188,997	79.9
	負債・純資産合計	7,749,571	100.0

(2) 中間損益計算書

科目	期別	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益		3,063,563	100.0
営業費用		1,283,100	41.9
一般管理費	*1	1,475,520	48.2
営業利益		304,944	10.0
営業外収益		52,611	1.7
営業外費用		26	0.0
経常利益		357,529	11.7
特別利益		22,350	0.7
特別損失		26	0.0
税引前中間純利益		379,854	12.4
法人税、住民税及び事業税		206,467	6.7
法人税、住民税及び事業税還付税額		52,965	1.7
法人税等調整額		55,608	1.8
中間純利益		281,959	9.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当中間会計期間末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当中間会計期間末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当中間会計期間末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当中間会計期間末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当中間会計期間末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当中間会計期間変動額	中間純利益 281,959
	当中間会計期間末残高	2,207,051
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当中間会計期間変動額	281,959
	当中間会計期間末残高	3,917,143
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当中間会計期間変動額	281,959
	当中間会計期間末残高	6,193,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当中間会計期間変動額（純額）	6,402
	当中間会計期間末残高	4,415
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当中間会計期間変動額	275,558
	当中間会計期間末残高	6,188,997

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="683 1137 1011 1218"> <tr> <td>建物</td> <td>10年～24年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	建物	10年～24年	器具備品	4年～20年
建物	10年～24年				
器具備品	4年～20年				

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されています。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されています。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。</p> <p>(4) 逸失利益補償損失引当金</p> <p>顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	112,498 千円
2 金融機関に 25,000 千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
*1. 減価償却実施額	
有形固定資産	17,247 千円
無形固定資産	1,622 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<p>当中間会計期間末 （自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日）</p>
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">有形固定資産 器具備品</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法</p> <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>

（有価証券関係）

<p>当中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）</p>																
<p>1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">該当事項はありません。</p>																
<p>2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">該当事項はありません。</p>																
<p>3. その他有価証券で時価のあるもの</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 25%;">取得原価</th> <th style="width: 25%;">中間貸借対照表計上額</th> <th style="width: 35%;">差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">1,222,404</td> <td style="text-align: right;">1,216,260</td> <td style="text-align: right;">6,144</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> <td style="text-align: right;">4,700</td> <td style="text-align: right;">1,300</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,228,404</td> <td style="text-align: right;">1,220,960</td> <td style="text-align: right;">7,444</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差 額	債 券	1,222,404	1,216,260	6,144	その他	6,000	4,700	1,300	合 計	1,228,404	1,220,960	7,444
種 類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差 額													
債 券	1,222,404	1,216,260	6,144													
その他	6,000	4,700	1,300													
合 計	1,228,404	1,220,960	7,444													
<p>4. 時価評価されていない主な有価証券</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">中間貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)子会社株式</td> <td style="text-align: right;">168,117</td> </tr> <tr> <td>(2)その他有価証券 非上場株式</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> </tbody> </table>		中間貸借対照表計上額	(1)子会社株式	168,117	(2)その他有価証券 非上場株式	30										
	中間貸借対照表計上額															
(1)子会社株式	168,117															
(2)その他有価証券 非上場株式	30															

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
当中間会計期間末の残高はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)									
1株当たり純資産額	2,578円75銭								
1株当たり中間純利益	117円48銭								
<p>(1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。</p> <p>(2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中間純利益</td> <td style="text-align: right;">281,959 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株主に帰属しない金額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">普通株式に係る中間純利益</td> <td style="text-align: right;">281,959 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">期中平均株式数</td> <td style="text-align: right;">2,400 千株</td> </tr> </table>		中間純利益	281,959 千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る中間純利益	281,959 千円	期中平均株式数	2,400 千株
中間純利益	281,959 千円								
普通株主に帰属しない金額	-								
普通株式に係る中間純利益	281,959 千円								
期中平均株式数	2,400 千株								

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済み株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期によるものとします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また取締役が、他の会社の取締役、会計参与、監査役もしくは執行役に就任した場合または退任した場合には、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが必要です。

(2) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 の 額 (平成20年9月末日現在)	事 業 の 内 容
りそな信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。登録証券業務のサービスも提供しています。

(2) 販売会社

名 称	資 本 の 額 (平成20年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

《参考情報》

再信託受託会社の概要（平成20年9月末日現在）

名 称	: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資 本 金	: 51,000百万円
資 本 構 成	: 株式会社りそな銀行 33.33%、住友信託銀行株式会社 33.33%、中央三井トラスト・ホールディングス 33.33%
業務の内容	: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	: 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年 6月 9日	臨時報告書
平成20年 8月13日	臨時報告書
平成20年 8月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 8月18日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成20年10月 6日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 後藤 順子 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 吉彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	後 藤 順 子	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 順子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 吉彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな
い。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年7月11日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	高尾幸治印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	亀井純子印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・SG 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）の平成19年12月4日から平成20年6月2日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・SG 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）の平成20年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	高尾幸治印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	亀井純子印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・SG 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）の平成20年6月3日から平成20年12月1日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・SG 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）の平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)